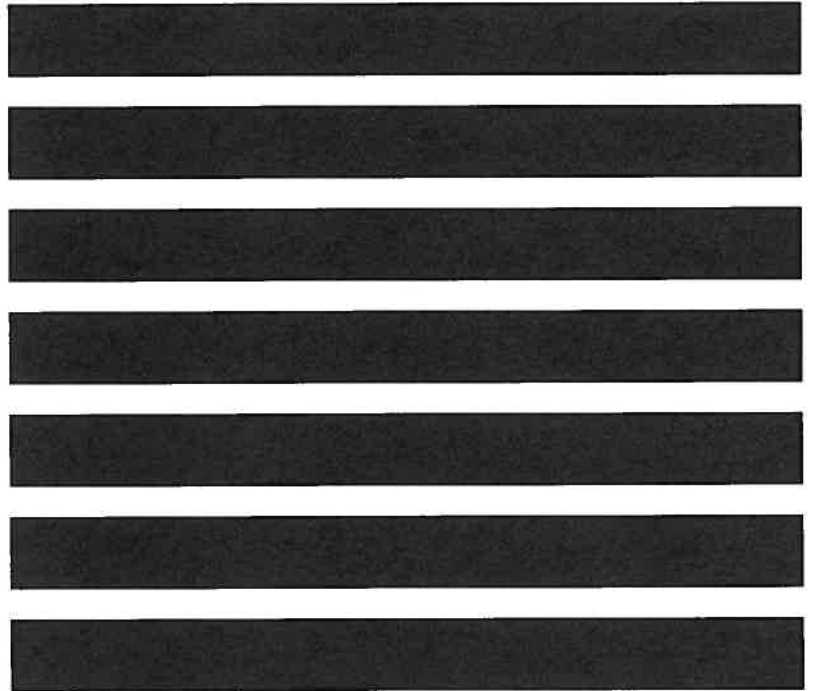


# 訴 状

令和5年5月9日

東京地方裁判所民事部 御中



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求事件

請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金15億4000万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
  - 2 被告らは自ら管理運営するウェブサイト（<https://ja.oasiscm.com/>）上で別紙謝罪広告目録1の広告文を、別紙掲載要領1の体裁で、1年間掲載せよ
  - 3 被告らは自ら管理運営するウェブサイト（<https://oasiscm.com/>）上で別紙謝罪広告目録2の広告文を、別紙掲載要領1の体裁で、1年間掲載せよ
  - 4 被告らは別紙謝罪広告目録1の広告文を株式会社朝日新聞社発行の朝日新聞、株式会社読売新聞社発行の読売新聞、株式会社毎日新聞社発行の毎日新聞、株式会社産業経済新聞社発行の産経新聞及び株式会社日本経済新聞社発行の日経新聞の各朝刊全国版社会面に、別紙掲載要領2の条件にて、各1回掲載せよ
  - 5 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

（以下余白）

## 請求の原因

### <目次>

第 1	本件事案の概要	1 1
第 2	本件訴訟に至る経緯	1 1
第 3	当事者	1 2
1	原告及びその関連会社	1 2
(1)	原告	1 2
(2)	株式会社ウチヤマ・インターナショナル	1 2
(3)	サント株式会社	1 3
2	被告	1 3
(1)	被告セス・フィッシャー	1 3
ア	被告セス・フィッシャーの被告らにおける位置づけ	1 3
イ	被告セス・フィッシャーの過去の行為について	1 3
(ア)	被告セス・フィッシャーの過去の行為から被告らの目的が明らか であること	1 3
(イ)	事例 1：香港における株価操縦	1 4
(ウ)	事例 2：南アフリカにおけるヴァイスロイ社を通じた風説の流布	1 5
(エ)	事例 3：米国における証券の空売りに係る規則への違反	1 6
ウ	本件事案の本質	1 7
(2)	被告フィリップ・メイヤー	1 9
(3)	被告金井健太郎	1 9
(4)	被告河村明雄	1 9
(5)	被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド	2 0
(6)	被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッド	2 1
(7)	被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッ ド	2 1

(8) 被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・	
リミテッド.....	2 2
第 4 名誉毀損（名誉権侵害）.....	2 2
1 要件.....	2 2
2 同定可能性、事実摘示及び社会的評価の低下（要件①・②・③）.....	2 3
(1) 令和 5 年 2 月 4 日のマネックス証券株式会社主催のパネルディス	
カッションにおける名誉毀損行為.....	2 3
ア 同定可能性（要件①）.....	2 3
イ 事実摘示及び社会的評価の低下（要件②・③）.....	2 4
(ア) 名誉毀損 1：2 億 7 1 0 0 万円を窃取又は横領したとの虚偽事実	
の摘示.....	2 4
(イ) 名誉毀損 2：個人的な事項にかかる税理報酬をフジテックに支払	
わせたとの虚偽事実の摘示.....	2 5
(ウ) 名誉毀損 3：ドムス元麻布 1 0 4 号室のフジテックによる購入の	
理由を隠蔽したとの虚偽事実の摘示.....	2 6
(エ) 名誉毀損 4：ドムス元麻布の賃料を隠蔽したとの虚偽事実の摘示	2 9
(オ) 名誉毀損 5：赤字のスポーツジムをフジテックに押し付けたとの	
虚偽事実の摘示.....	3 0
(カ) 名誉毀損 6：フジテックの財産を盗んだとの虚偽事実の摘示...	3 3
(キ) 名誉毀損 7：取締役会の承認を欠いたまま恣意的な内容の不正調	
査報告書を作成したとの虚偽事実の摘示.....	3 4
(ク) 名誉毀損 8：責任回避のために取締役に対して原告を会長職に就	
任させるよう指示したとの虚偽事実の摘示.....	3 6
(2) 令和 5 年 2 月 8 日のオンライン会見における名誉毀損行為.....	3 7
ア 同定可能性（要件①）.....	3 7
イ 事実摘示及び社会的評価の低下（要件②・③）.....	3 8

(ア) 名誉毀損 9 : フジテックにおける違法又は不正な行為に原告が関与していたとの虚偽事実の摘示 .....	3 8
(イ) 名誉毀損 1 0 : 令和 4 年 6 月 2 3 日の株主総会において株主の 6 5 パーセントが原告の取締役再任に反対票を投じたとの虚偽事実の摘示 .....	4 0
(ウ) 名誉毀損 1 1 : 原告とその親族の利益になる一方でフジテックに損害を与える取引を反復継続的にフジテックに指示したとの虚偽事実の摘示 .....	4 1
(3) 令和 4 年 3 月 1 4 日付け書簡における名誉毀損行為 .....	4 3
ア 同定可能性 (要件①) .....	4 3
イ 事実摘示及び社会的評価の低下 (要件②・③) .....	4 3
(ア) 名誉毀損 1 2 : 違法又は不正な手段を用いて原告の子をフジテックの社長に就任させる具体的な計画があるとの虚偽事実の摘示 .	4 3
(イ) 名誉毀損 1 3 : 原告及びその親族がフジテックから違法又は不正に利益を収受したとの虚偽事実の摘示 .....	4 5
(ウ) 名誉毀損 1 4 : 原告が刑事上違法な行為を行ったとの虚偽事実の摘示 .....	4 6
(エ) 名誉毀損 1 5 : 原告の子の学費をフジテックの財産から支出させたとの虚偽事実の摘示 .....	4 7
(オ) 名誉毀損 1 6 : 原告が私的に使用する藤和甲陽園ホームズ 6 0 8 号室の賃料をフジテックの財産から支出させたとの虚偽事実の摘示 .....	4 9
(4) 令和 4 年 5 月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料における名誉毀損行為 .....	5 0
ア 同定可能性 (要件①) .....	5 0
イ 事実摘示及び社会的評価の低下 (要件②・③) .....	5 0

(ア)	名誉毀損 17 : 原告が善管注意義務違反及び違法な利益相反行為を行ったとの虚偽事実の摘示 .....	50
(イ)	名誉毀損 18 : 原告がフジテックの社長としての権限を濫用したとの虚偽事実の摘示 .....	52
(ウ)	名誉毀損 19 : 賃料名目でフジテックから多額の金銭を收受したとの虚偽事実の摘示 .....	53
(エ)	名誉毀損 20 : ドムス元麻布 104 号室について原告が一切の賃料を支払っていなかったとの虚偽事実の摘示 .....	54
(オ)	名誉毀損 21 : ドムス元麻布 104 号室を相場より著しく低い金額でフジテックから賃借しているとの虚偽事実の摘示 .....	55
(カ)	名誉毀損 22 : ドムス元麻布 104 号室の無償又は低廉賃借に関して原告が法令上の報告義務に違反したとの虚偽事実の摘示 ...	57
(キ)	名誉毀損 23 : ドムス元麻布 104 号室の低廉譲渡を指示したとの虚偽事実の摘示.....	58
(ク)	名誉毀損 24 : フジテックの従業員を就業時間中に原告の私用に従事させたとの虚偽事実の摘示 .....	60
(ケ)	名誉毀損 25 : 4 億円を無担保で貸し付けさせたとの虚偽事実の摘示.....	61
(コ)	名誉毀損 26 : 投資目的で購入した施設が赤字経営に転じるや否や当該施設をフジテックに押し付けたとの虚偽事実の摘示 .....	62
(サ)	名誉毀損 27 : 個人的な事項にかかる税理士報酬をフジテックに支払わせたとの虚偽事実の摘示 .....	64
(5)	令和 4 年 12 月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料における名誉毀損行為 .....	66
ア	同定可能性 (要件①) .....	66
イ	事実摘示及び社会的評価の低下 (要件②・③) .....	66

(ア) 名誉毀損 28 : 原告がフジテックの社外取締役に対して原告及び原告の親族の利益となる一方でフジテック及びその株主の不利となる行為を行う行為を反復継続的に命じたとの虚偽事実の摘示.....	67
(イ) 名誉毀損 29 : 原告が株主に対するクーデターを行い社外取締役を当該クーデターに加担させたとの虚偽事実の摘示.....	70
(ウ) 名誉毀損 30 : 違法又は不正な行為を隠蔽するために利益相反関係にある弁護士に調査を委任することをフジテックの社外取締役に指示したとの虚偽事実の摘示.....	71
(エ) 名誉毀損 31 : ドムス元麻布104号室について賃料の一部不払いがあるとの虚偽事実の摘示.....	72
(オ) 名誉毀損 32 : 原告がフジテックの取締役に脱税等の違法行為を指示したとの虚偽事実の摘示.....	74
(カ) 名誉毀損 33 : ドムス元麻布104号室の低廉譲渡を指示したとの虚偽事実の摘示.....	76
(キ) 名誉毀損 34 : アーバンウェル茨木の賃貸借という形式を利用してフジテックから金銭を奪っていたとの虚偽事実の摘示.....	79
(ク) 名誉毀損 35 : 高輪ビルを所有する特別目的会社株式の譲渡をフジテックに強制したとの虚偽事実の摘示.....	82
(ケ) 名誉毀損 36 : フジテックの従業員を就業時間中に原告の私用に従事させたとの虚偽事実の摘示.....	84
(コ) 名誉毀損 37 : 41億0700万円を無担保で貸し付けさせたとの虚偽事実の摘示.....	85
(サ) 名誉毀損 38 : フィットウィル彦根の買取りを強制したとの虚偽事実の摘示.....	86
3 故意又は過失 (要件④) .....	89

4	損害（要件⑤）	89
	(1) 代表取締役社長の退任に追い込まれたことによる損害	89
	(2) 取締役会長になる機会を奪われたことによる損害	90
	(3) 精神的苦痛に対する慰謝料	91
	ア 表現行為の発信が長期にわたり執拗に繰り返されたこと	92
	イ 犯罪行為又はそれに類似した行為に関与したかのような印象を与える表現であること	92
	ウ 著しく攻撃的な表現であること	93
	エ 原告の職業に対して致命的な影響を与える表現であること	93
	オ 表現内容が反復的にかつ継続的に閲覧されること	93
	カ 小括	94
	(4) 権利侵害行為への対応費用	94
	(5) 小括	94
5	結論	95
第5	プライバシー権侵害	95
1	主張の概要	95
2	要件	95
3	一定の事実の公表（要件①）	95
4	プライバシー権侵害（要件②）	96
	(1) プライバシー権侵害が認められる場合	96
	(2) 公表されない法的利益	97
	ア 当該事実の性質及び内容	97
	イ プライバシーに属する事実が伝達される範囲	99
	ウ その者が被る具体的被害の程度	99
	エ 社会的地位や影響力	99
	オ 目的	100



カ	投稿時の社会的状況とその後の変化	1 0 0
キ	当該事実を記載する必要性	1 0 0
ク	小括	1 0 1
(3)	公表する理由に関する諸事情	1 0 1
(4)	小括	1 0 1
5	故意又は過失（要件③）	1 0 2
6	損害（要件④）	1 0 2
(1)	精神的苦痛に対する慰謝料	1 0 2
(2)	権利侵害行為への対応費用	1 0 3
(3)	小括	1 0 3
7	結論	1 0 4
第 6	名誉感情侵害（侮辱）	1 0 4
1	主張の概要	1 0 4
2	要件	1 0 4
3	侮辱行為（要件①）	1 0 4
4	故意又は過失（要件②）	1 0 6
5	損害（要件③）	1 0 6
(1)	精神的苦痛に対する慰謝料	1 0 6
(2)	権利侵害行為への対応費用	1 0 7
(3)	小括	1 0 7
6	結論	1 0 7
第 7	関連共同性	1 0 7
第 8	まとめ	1 0 9
(別紙)	当事者目録	1 1 1
(別紙)	名誉毀損表現目録	1 1 4
(別紙)	謝罪広告目録 1	1 6 7

(別紙)	謝罪広告目録 2 .....	1 6 8
(別紙)	掲載要領 1 .....	1 6 9
(別紙)	掲載要領 2 .....	1 7 0

(以下余白)

## 第 1 本件事案の概要

本件は、被告らが訴外フジテック株式会社（所在：滋賀県彦根市宮田町591番地1。以下単に「フジテック」という。）の経営権を奪取するために、フジテックの創業家の一員であり、約20年にもわたり同社の代表取締役社長を務めた原告に対する執拗な名誉毀損、プライバシー権侵害、侮辱行為等により、原告の社会的評価を著しく低下させるとともに、原告及びその親族の精神を極限まで疲弊させ、その結果、実際にフジテックの代表取締役社長から退任せざるを得ない状況にまで原告を追い込んだという事案である。すなわち、本件は、名誉毀損行為等を手段として用いた違法な経営権奪取事件であって、我が国の名誉権侵害の裁判史上他に類を見ない特殊かつ重大事例である。

## 第 2 本件訴訟に至る経緯

被告らは、フジテックを事実上支配するため、世界中のメディアに向けて、英語及び日本語の両方を巧みに使い分け、多数の虚偽の事実とともに、原告がフジテックの代表取締役社長在任中にフジテックから不正に利益を得ていたという趣旨の主張等を執拗に繰り返した。そして、そのような世界規模のネガティブキャンペーンの結果、原告はフジテックの代表取締役社長を退任せざるを得なくなり、また、その後に就いた会長職もわずか約9か月で解職に追い込まれた。

そこで、原告は被告らに対して名誉毀損、プライバシー権侵害及び名誉感情侵害（侮辱）に係る責任を追及し、名誉を回復すべく、本訴訟を提起するに至った。

なお、名誉毀損に係る表現内容は別紙名誉毀損表現目録記載のとおりである。

### **第 3 当事者**

#### **1 原告及びその関連会社**

##### **(1) 原告**

原告は、フジテックの創業者内山正太郎の長男であり、平成14年6月から令和4年6月まで第3代目の代表取締役社長を務め、令和4年6月から令和5年3月までフジテックの会長を務めた者である。なお、原告が代表取締役社長に就任した平成14年3月期のフジテックの売上げは956億円、営業利益は42億円であったところ、原告が代表取締役社長を退任した令和4年3月期のフジテックの売上げは1870億円、営業利益は137億円であり、20年間の代表取締役社長在任中に売上げを約2倍、営業利益を約3倍に成長させた功労者である。

##### **(2) 株式会社ウチヤマ・インターナショナル**

株式会社ウチヤマ・インターナショナル（所在：大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3-914号）は、原告及び原告の親族が株式の100パーセントを保有し、原告が代表取締役を務める株式会社である。

### (3) サント株式会社

サント株式会社

は、

原

告の子である内山雄介氏が代表取締役社長を務める株式会社である。

## 2 被告

### (1) 被告セス・フィッシャー

#### ア 被告セス・フィッシャーの被告らにおける位置づけ

被告セス・フィッシャーは、被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドの最高財務責任者兼実質的の代表者及び被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッドの取締役兼実質的の代表者を務め（甲1、甲2）、本訴訟において問題となる、原告に対する一連の権利侵害行為を主導した。

#### イ 被告セス・フィッシャーの過去の行為について

##### (7) 被告セス・フィッシャーの過去の行為から被告らの目的が明らかであること

以下のとおり、被告セス・フィッシャーが、香港、米国、南アフリカにおいて、株価操縦を含む事案に関与していた旨の記

録、報道等が存在する。そして、そのような記録、報道等の内容からも明らかなように、本件訴訟で問題となっている名誉毀損、プライバシー権侵害及び侮辱行為の目的は、フジテックを実質的に支配することであり、最終的には、後記(イ)(ウ)(エ)の事例と同様、株式の売却による利益を獲得することであると強く推認される。したがって、その目的に正当性がないことは明らかである（それゆえ、後記第5の4(2)オ、同(3)等に記載するとおり、プライバシー権侵害の要件を満たすことも明白である。）。

#### (イ) 事例1：香港における株価操縦

被告セス・フィッシャーは、平成18年に株式会社日本航空が公募増資した際、相場操縦を通じて発行価格を引き下げたことで、香港証券先物委員会より過去最高水準である750万香港ドルの制裁金を課された過去がある（甲3、甲4、甲5、甲6）。

具体的には、被告セス・フィッシャーが最高運用責任者を務めていたオアシス・マネジメント・ホンコン・エルエルシーは、平成18年、株式会社日本航空が行った約7億株の公募増資に対して、2億株弱の新株を申し込んだ。その上で、発行価格の決定日である同年7月19日の大引け（取引所におけるその日の取引時間帯の終了時）直前に大量の買い注文を出し、直後にこれらの注文を取り消して、更に大量の空売りを浴びせた。そして、その結果、大引け直前に227円だった同社株は220円で取引を終了した。このような株価操縦による株価下

落により、オアシス・マネジメント・ホンコン・エルエルシーは約5億円安く新株を手に入れた。そして、その取得した株式を空売りの決済等に用いることにより、空売りの売値と発行価格の差額分の利益を得た。

当該行為は平成18年当時の証券取引法（現在の金融商品取引法。被告セス・フィッシャーが違法行為を行った平成18年7月当時は「証券取引法」であった。）159条2項1号違反及び同法157条違反に該当する疑いが極めて強く、また、香港法令上も違法な行為に該当する疑いも極めて強かった。

そこで、香港証券先物委員会と我が国の証券取引等監視委員会が緊密に連携をして捜査を行い、その際には、事案の悪質性、調査に要する人的・物的コスト、処分の実効性、香港証券先物委員会の対応等を総合的に勘案して、香港証券先物委員会が主体となって調査を行うこととなった。

その結果、香港証券先物委員会は、平成23年9月15日、被告セス・フィッシャー及び被告セス・フィッシャーが最高運用責任者を務めていたオアシス・マネジメント・ホンコン・エルエルシーに対し、それぞれ香港法令上の戒告処分及び750万香港ドル（合計1500万香港ドル）の制裁金を課した。750万香港ドルという制裁金の金額は個人に対する制裁金としては過去最高水準であった（甲7）。

## **(ウ) 事例2：南アフリカにおけるヴァイスロイ社を通じた風説の流布**

(一) 米国法人のヴァイスロイ・リサーチ・パートナーシップ・エルエルシー（以下「ヴァイスロイ社」という。）は、平成30年、南アフリカに所在するキャピテック・バンク・ホールディングス・リミテッド（以下「キャピテック社」という。）に関するネガティブな報告書を作成、公表し、(二) その結果、キャピテック社の株価が暴落して、(三) 当該キャピテック社株の暴落に関する空売りで「O a s i s」は8200万ランドの利益を上げたとされているが、(四) このとき「O a s i s」とヴァイスロイ社間には、前者における空売りの機会を作るため後者が月額1万ドルの固定報酬及び空売り取引の純利益の12.5%を対価として特定の会社についての報告書を作成するという取り決めがあった（甲8）。

そして、金融情報会社であるシティワイヤ・フィナンシャル・パブリッシャーズ・リミテッドによれば、当該事件に関与していた「O a s i s」は、ハイブリッジ・ファンドの元マネージャーであるセス・フィッシャーが率いていたとされている（甲9）。

### (I) 事例3：米国における証券の空売りに係る規則への違反

また、被告セス・フィッシャーが代表を務めたディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピーは、平成17年、証券の空売りに係る規則に違反したとして、米国証券取引委員会より制裁金等合計28万2413米ドルの支払いを命じられた過去がある（甲10）。



## ウ 本件事案の本質

以上の過去の事例からいえるように、本件は、被告セス・フィッシャーが主導する海外のいわゆるハゲタカファンドによる日本の実直なメーカー企業の乗っ取り事案である。

すなわち、業績のよい、キャッシュリッチで、資産がある会社を探し出し、経営者の行動を執拗に（大昔のことから現在に至るまで、小さなことも）詳細に調べ上げ、非難すべき点がないと判明するや否や、虚偽の事実をスキャンダルに仕上げ、執拗に攻撃し、他の「アクティビスト」「ハゲタカ」投資家にも呼びかけ、会社を乗っ取ろうとするものである。

被告らは、本訴訟で問題となる一連の権利侵害行為について、あたかもフジテックのガバナンス向上を目的として行っているかのような言動を行っている。

しかしながら、被告らの真の目的は、フジテックの持続的な発展を蔑ろにした短期的な株価上昇及び高額配当とそれを利用した売り抜けであると強く推認される。したがって、このまま被告らがフジテックを支配し続ける状況が続けば、過大な株式配当、会社資産の切り売り、社外流出、会社の業績低下、破綻といった状況に陥ることが容易に予想される。

現に、被告セス・フィッシャーは、メディアの取材に際して、「フジテックに対して買収提案があった場合は『きちんと受け止め、オープンにして検討すべきだ』と語っており（甲11）、高額で株式を売り抜けることが真の目的であることは明らかである。また、同様に、被告セス・フィッシャーは、メディアの取材に際

して、令和5年6月の定時株主総会において岡田隆夫代表取締役社長の取締役再任議案が提出された場合には反対する方針を明示しており、メディアを通じて実質的な退任要求を行った（甲12）。これも事業資産の譲渡等に反対する可能性の高い社内取締役の排除を企図するものと考えられる。そして、従来からの社内取締役の排除と、被告らと緊密な社外取締役による乗っ取りが実現すれば、会社は日々の事業運営すらできなくなる可能性があり、フジテックに更なる混乱が生じることは確実である。

なお、フジテックは創業75年の老舗であるとともに専門エレベーターメーカーとしては国内最大手であって、裁判所、防衛省を含む官公庁、駅、公共施設等において極めて多くのフジテック製エレベーターが使用されている（エレベーター内部の音声及び映像は録音、録画されており、かつ、各エレベーターはフジテックにおいて遠隔操作できる仕様となっている。）。したがって、フジテックにおける混乱は日本社会のインフラの混乱に直結するといえる。

万が一にも、本件のような名誉毀損行為等を手段として用いた経営権奪取が違法と評価されずに、結果的に日本の司法において許容されるような事態になってしまえば、海外の「ハゲタカファンド」は本件と同種の手法が法的に許容され得るものであるとの認識の下、次々と日本企業を狙うことが予想される。このような事態が日本社会に甚大な影響を与えることは必至であり、国益を害する事態と言っても過言ではない。

以上のとおり、本件は、名誉毀損行為等を手段として用いた違法な経営権奪取事件であって、我が国の名誉権侵害の裁判史上他に類を見ない特殊かつ重大事例である。

## **(2) 被告フィリップ・メイヤー**

被告フィリップ・メイヤーは、被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド、被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッド及び被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッドの代表者を務め、被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッドの取締役を務める者である。

## **(3) 被告金井健太郎**

被告金井健太郎は被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドの日本における営業拠点である被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッドの日本における代表者を務める者である。

## **(4) 被告河村明雄**

被告河村明雄は、被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッド及び被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・リミテッドの取締役を務める個人であり、被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッド及び被告オ

アシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッドがフジテックに対して令和4年12月5日に社外取締役の選任等にかかる臨時株主総会招集請求及び議案通知請求を行った際に両社の代理人を務めた弁護士である（なお、被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッドによる株主総会招集請求及び議案通知請求については会社法第297条1項及び同法305条1項の要件を充足せず無効であったとして、被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッドは令和4年12月22日にこれらの請求を撤回する旨の書面をフジテックに送付した。）。

#### **(5) 被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド**

被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド（所在：英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、アグランド・ハウス、ピーオー・ボックス309、メープルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内）は、被告セス・フィッシャーが設立し、その実質的代表者を務めるケイマン諸島法人であり、日本法人に対してウェブサイト等を通じた広報活動や訴訟等の多種多様な手段を用いて経営に干渉するアクティビストファンドとして知られる（甲13、甲14、甲15、甲16）。

また、被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、日本法人への働きかけ、権利行使等を行う際は、必要に応じて、被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッド（日本法人）、被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッド（ケイマン諸島法人）、被告オアシス・インベストメンツ・

ツー・マスター・ファンド・リミテッド（ケイマン諸島法人）を使い分けており、これらの3法人の実質的な意思決定は被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行っている。

#### **(6) 被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッド**

被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッド（本店所在地：英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、アグランド・ハウス、ピーオー・ボックス309、メープルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内。日本支店の所在地：東京都港区西新橋2-20-1 Nan-o Bldg. 新虎5階）は、外国法人の登記上、投資に関する助言業務、市場調査、コンサルティング及び投資関連情報の提供業務等を事業内容とするとされており、ケイマン諸島法人である被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドの日本における営業拠点としての役割を果たしている法人である。

#### **(7) 被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッド**

被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッドは、令和4年12月5日、フジテックに対して、社外取締役の選任等にかかる株主総会招集請求及び議案通知請求をしたケイマン諸島法人である。

## **(8) 被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッド**

被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッド（所在：英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、アグランド・ハウス、ピーオー・ボックス309、メープルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内）は、令和4年12月5日、フジテックに対して社外取締役の選任等にかかる株主総会招集請求及び議案通知請求をしたケイマン諸島法人である（なお、被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッドによる株主総会招集請求及び議案通知請求については会社法第297条1項及び同法305条1項の要件を充足せず無効であったとして、被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッドは令和4年12月22日にこれらの請求を撤回する旨の書面をフジテックに送付した。）。

## **第4 名誉毀損（名誉権侵害）**

### **1 要件**

名誉毀損に基づく損害賠償請求及び謝罪広告請求が認められるためには、請求原因として、①原告についての記載であると同定可能であること（同定可能性）（最高裁平成13年（オ）第851号、同837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民207号243頁（参考資料1）参照）、②被告らが事実を摘示したこと、③当該事実摘示により原告の社会的評価が低下したこと、④故意又は過失及び⑤

社会的評価が低下した結果原告に損害が生じたことが認められる必要がある（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁（参考資料2）参照）。

## 2 同定可能性、事実摘示及び社会的評価の低下（要件①・②・③）

### (1) 令和5年2月4日のマネックス証券株式会社主催のパネルディスカッションにおける名誉毀損行為

#### ア 同定可能性（要件①）

被告らは、令和5年2月4日に、マネックス証券株式会社が主催し、対面・オンライン合わせて5000人以上が参加していたパネルディスカッションにおいて（甲17）、後記イの名誉毀損行為を行った（なお、当該パネルディスカッションには、国内外の多くの投資家のみならず、大手新聞社を含む報道関係者が多数参加していたため、後記イの虚偽の事実は、当該パネルディスカッションに参加した報道関係者を通じて極めて多数の人々に爆発的に伝播した。）（甲18）。

そして、当該パネルディスカッションにおいて被告らは、「フジテック」「内山会長は創業者の息子です。」等の表現を用いており、本パネルディスカッションにおける「内山」がフジテック株式会社の創業者内山正太郎氏の長男であり、かつ、本パネルディスカッション当時フジテックの会長を務めていた原告を指すことは明らかである。

したがって、名誉毀損表現の対象が原告であると容易に同定可能である。

## イ 事実摘示及び社会的評価の低下（要件②・③）

### (7) 名誉毀損 1：2億7100万円を窃取又は横領したとの虚偽事実の摘示

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
“They stole, effectively, we think, it’s like at least  
¥271,000,000 from the company.” 「彼らは、事実上、会社から  
少なくとも2億7100万円を盗んだと考えられます。」（注：  
訳文は原告代理人が付記（以下同様））と発言した。

この発言によって、被告らは、原告がフジテックから2億7100万円を窃取し又は横領したとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を指摘されれば、原告がフジテックの財産から2億7100万円以上を窃取又は横領したと考え、原告のことを極めて被害額が大きく悪質な犯罪行為を行った人物であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、被告らが一切の合理的な根拠を示していないことから明らかなように、被告らが摘示した事実は全くの虚偽である。原告が窃盗罪、横領罪その他の犯罪行為を行ったとの事実はなく、起訴されたこともなければ、捜査機関により事情聴取をされたこともない。原告が犯罪行為を行ったと疑うべき事情が一切ないにもかかわらず、このような事実無根の主張



を一方的に行い原告の社会的評価を貶める被告らの行為は極めて悪質であり、その違法性が阻却されるべき事情は一切存在しない。

当然、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(イ) 名誉毀損 2 : 個人的な事項にかかる税理報酬をフジテックに支払わせたとの虚偽事実の摘示**

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
"His personal tax advisor is paid for by the company."  
「彼の個人的な税理士は、会社のお金で雇われています。」と発言した。

この発言によって、被告らは、原告が個人的な事項に関する事務を委任している税理士の報酬をフジテックに支払わせたとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を指摘されれば、原告が本来原告が支払うべき税理士報酬をフジテックに肩代わりさせたものと考え、原告を個人の財産と会社の財産とを区別できていない不健全な経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、被告らが主張する「彼の個人的な税理士」とは、原告が代表を務める株式会社ウチヤマ・インターナショナルにかかる税務を委任している、大阪駅前税理士法人の■■■■税理士（以下「■■■■税理士」という。）を指すものと考えられるところ、株式会社ウチヤマ・インターナショナルは、毎月同社の財産から■■■■税理士に対して直接顧問料としての税理士報酬を支払っており、実際に銀行口座の取引明細においてそのような支払いの事実が明確に残っている。それゆえ、被告らが摘示した事実が全くの虚偽であることは明らかである。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(ウ) 名誉毀損 3 : ドムス元麻布 104 号室のフジテックによる購入の理由を隠蔽したとの虚偽事実の摘示**

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、"To start with, there is Fujitec's ultra-luxury apartment. Here, Domus Moto Azabu 104, which we believe is worth over ¥725 million. It is an apartment 426 square meters in size. Then, they continue to go ahead and change the story of why they had it" 「まず、フジテックの超高級マンションがあります。こちらはドムス元麻布 104 号室ですが、7 億 2 5 0 0 万円以上の価値があると思われます。広さは 4 2 6 平方メートルのマンションです。さらに彼らはなぜそれを購入する必要があったのか、その理由をどんどん変えていきます。」及び"The company lied to us, but not only they lied to us, they continue to change their story of what it is

used for. ” 「同社は私たちに嘘をつきましたが、嘘をついただけでなく、何に使うかについての理由をコロコロ変えています。」と発言した。

これらの発言によって、被告らは、原告が被告らに対して7億2500万円以上の価値があるドムス元麻布104号室の購入理由について虚偽の説明を繰り返して正しい情報を隠蔽したとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告がフジテックに違法又は不正に7億2500万円以上の価値のあるマンションを購入させ、その発覚を恐れて隠蔽工作を行ったものと考え、原告を姑息で信用のできない人物であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、被告らは、「ドムス元麻布104号室には7億2500万円以上の価値がある」と主張しているところ、そのような価値があることを示す証拠は一切ない。原告が把握している限り不動産鑑定士又は不動産業者が現地調査をしておらず、正確な査定は不可能なはずである。また、原告が不動産会社2社（株式会社 [redacted] 及び [redacted] [redacted] 株式会社）から見積もりを取得したところ、株式会社 [redacted] [redacted] による令和3年4月27日時点での見積もりは3億1714万円であり、 [redacted] 株式会社による同時期の見積もりは4億2073万円であった（甲19、甲20）。さらに、フジテックがドムス元麻布104号室を第三者から購入した際の取得価格は2億9000万円であった（甲21）。加えて、ドムス元麻布104号室は賃借人がいる物件であり、賃借権が設定されているという不確定要素があるた

め、容易に適正価格が決められない状況にあった。そして、上記2社の見積もりは成約予想価格であって、実際の成約価格ではないから、必ずしも高い方の金額が適正とは限らず、その中間の価格帯（例えば、2社の見積りの平均額である3億6893万5000円前後）が適正価格であると考えるのが合理的である。したがって、ドムス元麻布104号室に7億2500万円以上の価値があるというのは全くの事実無根である。

また、原告は、被告らに対して、ドムス元麻布104号室の購入理由については、令和4年8月8日から、一貫して、合理的な購入理由を説明しており、一切隠蔽などしていない。すなわち、原告は、令和4年8月8日、「一部投資家による関連当事者間取引等への疑義に係る公開書簡に対するご説明」との資料をインターネット上で公開し、ドムス元麻布104号室の購入理由について、「2008年に東京支社から東京本社への組織替えを行うとともに、2010年3月期中期経営計画において国内事業戦略として『首都圏営業基盤の強化』を掲げるなど、主に東京を中心とする首都圏への営業体制の強化を画策」してきたこと、「首都圏への営業体制強化の一環として、顧客や賓客を自宅に招くトップセールスなどを企図して、レセプション施設としても利用可能な物件を探索」してきたこと、その結果見つけたドムス元麻布104号室について「専有面積441.47㎡と十分なスペースがあり、構造上、玄関ホールを境に機能別に2つに区分され、レセプション用のエリアと居住用のエリアが相互に独立的に干渉しない設計で、部屋が南東の庭園に面しており、採光も配慮された構造である事からも、上記目的に適した物件であると判断」したこと等の説明を述べている（甲

22)。当該説明は被告らがフジテックに対してドムス元麻布104号室の購入理由を質問した当初から一貫しており、説明を変遷させたという事実は一切ない。

当然、ドムス元麻布104号室に係る売買契約も含め、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されており、当該審議及び決議に特別利害関係人である原告は参加しなかった。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。

このように、被告らが摘示した事実が全くの虚偽であることは明らかである。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(I) 名誉毀損4：ドムス元麻布の賃料を隠蔽したとの虚偽事実の摘示**

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
"The charge as noted is it is below market rent. Then in an attempt to cover up, they sold it at a mid-price with two valuations." 「指摘された家賃は、市場家賃を下回っています。そして、それを隠蔽しようとして、2つの評価額をつけて中間の価格帯で売ったのです。」と発言した。

この発言によって、被告らは、ドムス元麻布104号室の賃料として原告がフジテックに支払っていた賃料が市場価格を下

回っていることを原告が被告らに対して隠蔽したとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告がフジテックが本来払うべき賃料との差額を不正に利得しており、原告が当該差額分が不正なものであるとの認識の下でその隠蔽工作を行ったものと捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、ドムス元麻布104号室はフジテックのレセプション施設（迎賓用施設）としての機能を兼ねる社宅扱いであって、賃料もそのような実態を踏まえて合理的な金額が設定されていた。そして、そのような賃料額については税理士、会計士及び弁護士より税務上及び法務上問題がない旨の意見があり、取締役会の承認も得ていた。

また、フジテックがドムス元麻布104号室を売却した理由は新型コロナウイルスの感染拡大によりフジテックのレセプション施設（迎賓用施設）としての利用の機会がなくなったからである。

それゆえ、被告らが摘示した事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(オ) 名誉毀損5：赤字のスポーツジムをフジテックに押し付けたとの虚偽事実の摘示**

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
"There is a gym that Uchiyama bought himself when the company rejected the idea, and then when it was losing

money, he sold to the company at a small profit, only for the company to subsequently shut it down.”「内山は会社からは却下されたのにスポーツジムを購入し、赤字になったところで会社に売却してわずかな利益を得ましたが、その後、会社はそのジムを閉鎖しました。」と発言した。

この発言によって、被告らは、取締役会が反対したためフジテックが購入しなかったスポーツジムの原告が個人で勝手に購入し、その後、当該スポーツジムが赤字経営になった際に、原告がフジテックに対して当該スポーツジムを譲渡したとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、フジテックはスポーツジムを購入することによるリスクを認識していたにもかかわらず、原告が個人で勝手に当該スポーツジムを購入し、それが赤字経営になるや否や、当該スポーツジムをフジテックに押しつけて赤字経営による損失を実質的にフジテックに肩代わりさせたと考え、原告のことを経営判断能力が低い上に身勝手な経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、被告らが指摘する「スポーツジム」とは「フィットウィル彦根」を指すと考えられるところ、これは原告が地域社会への貢献として公益目的で購入し、平成22年にフジテックが地域社会への貢献を目的に承継したものであるから、赤字のスポーツジムをフジテックに押し付けたという指摘は被告らによる事実の捏造というほかない。

すなわち、「フィットウィル彦根」は当初は「ペアーレ彦根」として、社会保険健康事業財団が平成5年に開設し、スポー

ツ、文化講座等の施設として彦根市民らによって利用されていた施設であった。しかしながら、社会保険庁の改革に伴ってペアーレ彦根が閉鎖されることが決まると、彦根市民らは彦根市長に対して、存続を求める嘆願書及び署名（2568名分であったと言われる。）を提出した（甲23、甲24）。このような事態を受けて、彦根市長はフジテックに対してペアーレ彦根を譲り受けてほしい旨申し入れた。しかしながら、その当時は、フジテックはスポーツジム運営に係るノウハウを有していなかったため、これに応じることができなかった。もっとも、地域社会に貢献し、自治体との協力関係を強固にすることはフジテックの営業上重要であった。そこで、平成18年12月、株式会社ウチヤマ・インターナショナルにおいてペアーレ彦根を譲り受け、「フィットウィル彦根」と改称して、同社が当該施設の運営を引き継ぐこととなった。そして、フィットウィル彦根はフジテックの従業員用の福利厚生施設としても有用であったことから、フジテックは同社従業員の福利厚生施設としてフィットウィル彦根を利用することとなった。その後、彦根市長がフジテックに対してフィットウィル彦根の運営を要請したこと

（甲25）、フジテックが株式会社ウチヤマ・インターナショナルを通じてスポーツジム運営のノウハウを得たこと及びフジテックとして同施設を運営し、地域社会に貢献することが重要と考えられるようになったことから、平成21年9月、フジテックにおいてフィットウィル彦根を譲り受けることとし、株式会社ウチヤマ・インターナショナルからフジテックに対してフィットウィル彦根が譲渡された。そして、この当時、フィットウィル彦根に係る事業は黒字経営であった。



当然、フィットウィル彦根の売買契約も含め、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されており、当該審議及び決議に特別利害関係人である原告は参加しなかった。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。

それゆえ、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(カ) 名誉毀損 6 : フジテックの財産を盗んだとの虚偽事実の摘示**

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
"That's horrific. The board has failed on the two most important things the board needs to do. We need to make sure that the management doesn't steal from the company and they need to listen to the will of the shareholders, and they failed in both those fronts." 「取締役会は、取締役会が行うべき最も重要な2つの任務で失敗したと言えます。まず経営陣が会社の利益を盗むようなことをさせないこと、そして株主の意思に耳を傾けること、この2つの面で失敗したのです。」と発言した。

この発言によって、被告らは、原告を含むフジテックの取締役が違法又は不正な手段を用いてフジテックの財産を盗んだとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を指摘されれば、原告が、他の取締役とともに、会社財産を奪う悪徳経営者であると考えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。被告らが一切の証拠を提示していないことから明らかなように、被告の摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(4) 名誉毀損 7 : 取締役会の承認を欠いたまま恣意的な内容の不正調査報告書を作成したとの虚偽事実の摘示**

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
“Let’s kind of go through our history here. We published our initial findings on governance abuses back in 2022. Here is the cover of our deck. We talked about many of these things, the things that we have never seen before as in shareholders in Japan, and I hope it doesn’t exist in many companies at all. They breached President Uchiyama’s fiduciary responsibilities. They breached his duties. Clearly, the independent directors by allowing all this stuff failed in their duties.” 「ここでちよっ

と、私たちの歴史を振り返ってみましょう。私たちは2022年にガバナンスの濫用に関する最初の調査内容を発表しました。これがパワーポイント資料の表紙です。私たちは、これらの多くのこと、日本の株主としてこれまで見たことがないようなこと、多くの会社で全く存在してほしくないことについて話をしました。彼らは内山会長の受託者責任に違反しています。彼らは（内山会長の）職務に違反しています。明らかに、これらすべてを許可してしまった独立取締役は、その職務を怠ったと言えます。」、*"First one, Nishimura & Asahi did an investigation apparently over a weekend, wasn't even approved by the board, and is a related party to the company. It is the company's lawyers. Every single time we met the company, they were sitting there."*「まず、西村あさひ法律事務所が週末に調査を行いました。取締役会の承認もなく、会社の関連当事者となっています。この会社の弁護士です。私たちが会社を訪れるたびに、彼らはそこに座っていました。」と発言した。

この発言によって、被告らは、被告らが原告による職権濫用を指摘したところ、原告が、取締役会の承認を得ずに、フジテックと親密な西村あさひ法律事務所の弁護士に週末という短期間で報告書を作成させ、あたかも公正な調査によって原告に責任がないことが確認されたかのように偽ったとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を指摘されれば、原告が職権の濫用その他の違法又は不正な行為を行っており、それを隠蔽するために自身と親密な弁護士に虚偽の調査報告書を作成させた

と考え、原告を自らの犯した不正を隠蔽する卑劣な人物であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、被告らが取締役会の承認がなかったと指摘する「調査」とは西村あさひ法律事務所の■■■■弁護士による調査報告書のことを指すと考えられるところ、そもそも、当該弁護士に調査を依頼することについては、令和4年4月1日の取締役会において決議されていた。

また、令和4年5月29日の取締役会で■■■■弁護士による調査報告書の内容を承認する旨の決議が適法に行われている。そして、そのような承認がある事実については取締役会議事録に記録が残っているほか、フジテックが令和4年5月30日にプレスリリースを出していること（甲26）からも明らかである。すなわち、当該調査報告書が取締役会の承認を得ていることは明らかである。

また、当該調査報告書は、令和4年3月14日に被告らから書簡を受け取ってから、令和4年5月29日までの間に詳細に調査、検討したものである。さらに、■■■■弁護士とフジテックとの間に特段の利害関係もない。

それゆえ、被告らが摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(ウ) 名誉毀損 8：責任回避のために取締役に対して原告を会長職に就任させるよう指示したとの虚偽事実の摘示**

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
"But if the majority outside board do nothing, but help

protect a chairman who is taken wrongfully from the company, then all that is form over substance.”「しかし、社外取締役が会社から不当に連れ出された会長を保護するだけなら、内容ではなく形式が全てということに他なりません。」と発言した。

この発言によって、被告らは、原告及びフジテックの社外取締役が不正な方法を用いて原告をフジテックの会長職にしたとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を指摘されれば、原告が、フジテックの社外取締役への影響力を利用して、不正に、何らかの責任から逃れようとした卑怯者であると考えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告をフジテックの会長職に就任させることについて原告が他の取締役又は従業員に指示をした事実はなく、原告の会長職就任は他の取締役の発案及び判断によるものであった。なお、原告は永年の経営トップとしての経験、人脈、見識を有しており、それらを活かすため、原告を会長に就任させることは取締役会としても適切な経営判断であった。また、手続上も、原告を会長職に就任させる旨の取締役会決議は、原告が参加していない取締役会において適法に決議されていた。それゆえ、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

## **(2) 令和5年2月8日のオンライン会見における名誉毀損行為**

### **ア 同定可能性（要件①）**

被告らは、令和5年2月8日に行われたオンライン会見において、後記イの名誉毀損行為を行った（甲27）。

そして、当該オンライン会見において被告らは、「フジテック」「内山高一を会長に昇進させるという決断において」等の表現を用いており、本会見において「内山」が原告を指すことは明らかである。

したがって、名誉毀損表現の対象が原告であると容易に同定可能である。

## イ 事実摘示及び社会的評価の低下（要件②・③）

### (7) 名誉毀損9：フジテックにおける違法又は不正な行為に原告が関与していたとの虚偽事実の摘示

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
“Fujitec’s existing Board of Directors are the holder of Uchiyama family over everybody else. This was seen perhaps most notably at the EGM with a directly circumvented accountability to shareholders. We know they’re not truly independent. They are falling short of the best standards of governance. \_\_\_ retain Fujitec’s directors will permit the Uchiyama family to continue their unfettered control of Fujitec without any oversight on voting, bad governance in Japan.” 「現在のフジテックの取締役会は、他の誰よりも内山家を支えています。これはおそ

らく、株主に対する説明責任を直接回避した臨時株主総会で最も顕著に見られました。私たちは彼らが本当の意味で独立していないことを知っています。ガバナンスの最高水準に達していません。いまのフジテックの取締役を維持する人たちは、投票や日本の悪質なガバナンスを監視することなく、内山家が引き続きフジテックを自由に支配することを許可することになります。」との発言をした。

この発言によって、被告らは、フジテックにおいて違法又は不正な行為が行われ原告及びその親族が当該違法又は不正な行為に関与していたとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、フジテックの前代表取締役社長であり、かつ、令和5年2月8日当時会長職であった原告がフジテックの取締役又は従業員に対して原告及び原告の親族のために違法又は不正な行為を支持したと考えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。被告らが一切の証拠を提示していないことから明らかなように、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(イ) 名誉毀損 10 : 令和 4 年 6 月 23 日の株主総会において株主  
の 65 パーセントが原告の取締役再任に反対票を投じたとの虚  
偽事実の摘示**

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
“Fujitec withdrew Uchiyama’ s domination at the EGM. As  
soon as Fujitec realized, majority shareholders,  
ultimately 65% of shareholders, voted against Uchiyama’ s  
reappointment as a director. And to maintain Uchiyama’ s  
control, Fujitec’ s outside directors promoted Uchiyama  
to the unaccountable position of the chairman of the  
company. Duty of outside directors is to protect the  
interests of all shareholders, but Fujitec’ s outside  
directors took the opposite position. They did not just  
disregard shareholder votes, but instead, they elevated  
Uchiyama beyond any shareholder accountability, allowing  
him to maintain his \_\_\_ and exert influence over  
Fujitec.” 「フジテックは臨時株主総会で内山の再任案を撤回  
しました。フジテックが気づいた途端、過半数の株主、最終的  
に株主の 65%が内山の取締役再任に反対票を投じました。フジ  
テックの社外取締役は、内山による支配を継続するために、内  
山を、説明責任を負わない会社の会長という地位に昇進させま  
した。社外取締役の責務は株主全員の利益を守ることですが、  
フジテックの社外取締役は反対の立場をとったのです。彼らは  
株主投票を無視しただけでなく、内山を株主の説明責任を超え



て昇格させ、彼が体面を維持し、フジテックに影響力を行使することを可能にしました。」との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、令和4年6月23日のフジテックの株主総会において、株主の65パーセントが原告の取締役再任に反対票を投じたとの事実を摘示した（なお、被告らは、EGMすなわち臨時株主総会において内山の再任案を撤回したと主張するが、原告の再任に係る提案が取り下げられたのは、令和4年6月23日の定時株主総会であり、被告らが「臨時株主総会」として言及した株主総会は正確には「定時株主総会」であった。）。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、令和4年6月23日のフジテックの株主総会において65パーセントという多数の株主が原告の取締役再任に反対しており、原告を株主の多数派から支持されていない人物であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、被告らが一切の証拠を提示していないことから明らかなように、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。なお、そもそも令和4年6月23日の株主総会においては、原告を取締役に再任する提案は取り下げられており、決議に至っていない。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(ウ) 名誉毀損 11：原告とその親族の利益になる一方でフジテックに損害を与える取引を反復継続的にフジテックに指示したとの虚偽事実の摘示**

被告らの実質的代表者である被告セス・フィッシャーは、  
“They enabled the preservation of control of the company  
by individuals who committed precarious and egregious  
governance abuses. Simply put Fujitec’ s outside  
directors continue to greatly prioritize Uchiyama’ s  
family’ s interests over those \_\_\_ of the stakeholders.”  
「彼らは、不安定で実にひどいガバナンスを悪用した人たちが  
会社を支配し続けることを可能にしました。簡単に言えば、フ  
ジテックの社外取締役は、内山の家族の利益をステークホルダ  
ーの利益より優先し続けているということです。」との表現を用  
いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックの社外  
取締役に対して、反復継続的に、フジテックに損害を与える反  
面、原告及びその親族の利益となる取引を指示してきたとの事  
実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告をフジテ  
ックを犠牲にして自らの私腹を肥やす悪徳経営者であると考え  
るのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引について  
は、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監  
査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受け  
た弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は  
税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券  
報告書にも必要に応じて適正に記載されている。被告らが一切  
の証拠を提示していないことから明らかなように、被告らの  
摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

### (3) 令和4年3月14日付け書簡における名誉毀損行為

#### ア 同定可能性（要件①）

被告らは、令和4年3月14日、フジテック宛てに、後記イの原告に対する名誉毀損表現を含む書簡を送付した（甲28）。

そして、当該書簡において被告らは、「代表取締役 執行役員社長 内山高一様」等の表現を用いており、「内山」「内山社長」等が原告を指すことは明らかである。

したがって、名誉毀損表現の対象が原告であると容易に同定可能である。

#### イ 事実摘示及び社会的評価の低下（要件②・③）

##### (7) 名誉毀損12：違法又は不正な手段を用いて原告の子をフジテックの社長に就任させる具体的な計画があるとの虚偽事実の摘示

被告らは「オアシスは、フジテックを内山家の支配下に置き続けるために、内山高一氏の息子である、内山雄介氏を次期社長として準備しているとの話を知り、より一層の懸念を感じています。これは、どう考えても不適切で、著しいコーポレート・ガバナンスの欠落に他なりません。」（1頁）との表現を用いた。

この表現によって、被告らは、原告の子がフジテックの代表取締役社長に就任することが具体的に計画されており、それが、著しいコーポレート・ガバナンスの欠落による人事であること、すなわち当該計画において背任等の違法又は不正な行為が行われることが具体的に予定されているとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、内山雄介氏は本来であればフジテックの代表取締役社長に就任できない人物又は就任すべきでない人物であるにもかかわらず、原告が背任等の違法な行為又はそれに類する不正な行為によって内山雄介氏を代表取締役社長に就任させることを具体的に計画しているものと理解し、原告をフジテックの公平性及び公正性を害する卑劣で姑息な人物であると考えるのが通常である。

しかしながら、そもそも、内山雄介氏がフジテックの代表取締役社長に就任する計画はなく、当然、原告の子をフジテックの代表取締役社長に就任するために背任等の違法又は不正な行為が行われることが具体的に予定されているとの事実もない

(なお、フジテックの売上げの50%以上が海外事業によるものであることを踏まえれば、約20年もの長期にわたる海外生活を経験しており、また、フジテック入社前に海外ビジネススクールを卒業した内山雄介氏が代表取締役社長を含む要職に就くことは全く不合理ではないから、そもそも背任等の違法又は不正な行為が行われる必要がないことは明白である。)。被告らが一切の証拠を提示していないことから明らかなように、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(イ) 名譽毀損 13 : 原告及びその親族がフジテックから違法又は不正に利益を収受したとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「フジテックに内山家が行った不当な利益を回収（クローバック）させるべきです。」（2頁）、「ほかの株主を差し置いて内山家を利する取引に関して一族に返還を要求し、また、潜在的な法的違反行為を特定する。」（3頁）、「フジテックが上記の改善策を直ちに講じない場合、オアシスは内山社長をフジテックから排除、関連当事者取引及び、潜在的な法的違反行為について調査を開始させるために、公開キャンペーンを行わざるを得ません。」（3頁）との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告及びその親族がフジテックから違法又は不正に（「潜在的な法的違反行為」を用いて）利益を収受したとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告が自身とその親族の利益のためにフジテックの株主の利益を害する人物であり、横領、背任等の違法行為又はそれらに類する不正な行為を継続的に行ってきた人物であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。当然、原告が

横領、背任その他の犯罪行為を行ったとの事実はなく、起訴されたこともなければ、捜査機関により事情聴取をされたこともない。原告が犯罪行為を行ったと疑うべき事情が一切ないにもかかわらず、このような事実無根の主張を一方的に行い、原告の社会的評価を貶める被告らの行為は極めて悪質であり、その違法性が阻却されるべき事情は一切存在しない。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(ウ) 名誉毀損 14 : 原告が刑事上違法な行為を行ったとの虚偽事実の摘示**

被告らは「委員会はまた、法令遵守がなされておらず、犯罪捜査が必要となるかどうかに関しても調査する必要があります。」(2頁)との表現を用いた。

この表現によって、被告らは、原告が刑事上違法な行為を行ったとの事実を摘示した。

一般人からすれば、罪を犯したと断定しないとしても、犯罪に及んだ可能性を指摘されれば、当該人物を犯罪者又はそれに近い人物と捉えるのが通常だから原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。当然、原告が

窃盗、横領、背任その他の犯罪行為を行ったとの事実はなく、起訴されたこともなければ、捜査機関により事情聴取をされたこともない。原告が犯罪行為を行ったと疑うべき事情が一切ないにもかかわらず、このような事実無根の主張を一方的に行い、原告の社会的評価を貶める被告らの行為は極めて悪質であり、その違法性が阻却されるべき事情は一切存在しない。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(I) 名誉毀損 15 : 原告の子の学費をフジテックの財産から支出させたとの虚偽事実の摘示**

被告らは「オアシスは、フジテックを内山家の支配下に置き続けるために、内山高一氏の息子である、内山雄介氏を次期社長として準備しているとの話を知り、より一層の懸念を感じています。これは、どう考えても不適切で、著しいコーポレート・ガバナンスの欠落に他なりません。」(1頁)、「フジテックに内山家が行った不当な利益を回収(クローバック)させるべきです。」(2頁)、「ほかの株主を差し置いて内山家を利する取引に関して一族に返還を要求し、また、潜在的な法的違反行為を特定する」(2頁)、「内山雄介氏のウォートンビジネススクールはフジテックが資金提供したのか？」(4頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がその子である内山雄介氏のペンシルバニア大学ウォートン校(ビジネススクール)の学費その他の学費をフジテックの財産から支出させたとの事実を摘示した。なお、疑問形が用いられているが、「内山雄

介氏を次期社長として準備している」(1頁)、「フジテックに内山家が行った不当な利益を回収(クローバック)させるべきです。」(2頁)、「ほかの株主を差し置いて内山家を利する取引に関して一族に返還を要求し、また、潜在的な法的違反行為を特定する」(3頁)との表現が用いられたことも併せ考えると、原告が自身の親族のためにフジテックに財産を支出させた疑いの強い事例の1つとして、学費が言及されていることは明らかであるから、一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈すれば、事実を摘示したものにほかならない。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告が自身の子の学費、それも一般に高額とされる米国ビジネススクールの学費をフジテックに負担させたと考え、原告を、会社財産を私的に流用する遵法精神を欠く悪徳経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告の子である内山雄介氏がペンシルバニア大学ウォートン校を卒業したのは内山雄介氏がフジテックに入社する前のことであり、同校の学費その他の費用は全て原告が自身の財産から支出している。そして、これらの学費を原告が支払った事実については銀行口座の振込明細に明確に記録されている。

それゆえ、被告らが摘示する事実が全くの虚偽であることは明らかである。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。



**(オ) 名誉毀損 16 : 原告が私的に使用する藤和甲陽園ホームズ 608号室の賃料をフジテックの財産から支出させたとの虚偽事実の摘示**

被告らは「フジテックに内山家が行った不当な利益を回収（クローバック）させるべきです。」（2頁）、「ほかの株主を差し置いて内山家を利する取引に関して一族に返還を要求し、また、潜在的な法的違反行為を特定する」（3頁）、「藤和甲陽園ホームズ608号室に関する質問 26. この物件にはだれが住んでいるのか。 27. この物件の現在の状況は何か。」（6頁）との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告が原告又はその親族が使用する不動産（藤和甲陽園ホームズ608号室）の賃料をフジテックの財産から支出させたとの事実を摘示した。なお、疑問形が用いられているが、「フジテックに内山家が行った不当な利益を回収（クローバック）させるべきです。」（2頁）、「ほかの株主を差し置いて内山家を利する取引に関して一族に返還を要求し、また、潜在的な法的違反行為を特定する」（3頁）との表現が用いられたことも併せ考えると、原告が自身の親族のためにフジテックに財産を支出させた疑いの強い事例の1つとして、藤和甲陽園ホームズ608号室の賃料が言及されていることは明らかであるから、一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈すれば、事実を摘示したものにほかならない。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告が自身やその親族が使用する不動産（藤和甲陽園ホームズ608号室）の賃料をフジテックに負担させたと考え、原告を、会

社財産を平然と私的に流用する悪徳経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告又はその親族が藤和甲陽園ホームズ608号室に居住した事実はない。被告らが一切の合理的な根拠を示していないことから明らかなように、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

#### **(4) 令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料における名誉毀損行為**

##### **ア 同定可能性（要件①）**

被告らは、令和4年5月19日、「フジテックを守るために」との資料をウェブサイト上に公開し、後記イの名誉毀損行為を行った（甲29）。

そして、当該資料において被告らは、「フジテック」「内山高一」等の表現を用いており、「内山」等が原告を指すことは明らかである。

したがって、名誉毀損表現の対象が原告であると容易に同定可能である。

##### **イ 事実摘示及び社会的評価の低下（要件②・③）**

#### **(7) 名誉毀損17：原告が善管注意義務違反及び違法な利益相反行為を行ったとの虚偽事実の摘示**

被告らは「異例なほど多数の関連当事者取引が行われており、内山高一社長の取締役としての善管注意義務および利益相反の懸念が生じています。」(3頁)、「株主は内山家からフジテックを守りましょう」(4頁)、「フジテックを守りましょう」(6頁)、「以上が、オアシスの特定している開示されている関連当事者取引です。ただ、疑わしい取引は他にもあります…」(13頁)、「フジテックはもっと良くなるべき 内山社長の取締役への選任に反対票を投じましょう」(58頁)、「フジテックを守るために」(60頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは原告が取締役としての善管注意義務に違反し、違法な利益相反取引を行ったとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を指摘されれば、原告が取締役としての善管注意義務に違反し、違法な利益相反取引を行ったと考え、原告を遵法精神を欠く悪徳経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。被告らが一切の合理的根拠を示していないことから明らかなように、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該摘示は原告の名誉を毀損する。

**(イ) 名譽毀損 18 : 原告がフジテックの社長としての権限を濫用したとの虚偽事実の摘示**

被告らは「内山社長が権限を濫用している更なる一例ではないかと、オアシスは考えています。」(29頁)、「これは不当であり、内山社長が職権濫用の一例と思われる。」(37頁)、「株主は内山家からフジテックを守りましょう」(4頁)、「フジテックを守りましょう」(6頁)、「以上が、オアシスの特定している開示されている関連当事者取引です。ただ、疑わしい取引は他にもあります…」(13頁)、「フジテックはもっと良くなるべき 内山社長の取締役への選任に反対票を投じましょう」(58頁)、「フジテックを守るために」(60頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、関連当事者取引に関して原告がフジテックの代表取締役社長としての権限を濫用したとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、関連当事者取引に関して原告がフジテックの社長としての権限を濫用したと考え、原告のことを遵法精神を欠く悪徳経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。

被告らが一切の合理的根拠を示していないことから明らかに、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該摘示は原告の名誉を毀損する。

#### **(ウ) 名誉毀損 19：賃料名目でフジテックから多額の金銭を収受したとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「フジテックから内山社長が保有する法人に不明な賃料支払い」（7頁）、「フジテックから内山社長が保有する法人への不透明な賃料支払い」（35頁）、「不透明な賃料支払い」（36頁）、「内山家が保有する法人への支払い賃料の突然の高騰」（36頁）、「内山家が保有する法人に支払われた家賃の急増も、内山社長の個人的な利益を目的とした取引の一例ではないかと、オアシスは懸念しています。」（36頁）との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告又は実質的に原告と同視し得る法人が、賃料という名目でフジテックから多額の金銭を収受しており、その金額が急増しているとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告が横領、背任等の違法行為又はそれらに類する不正な行為を行っており、かつ、その金額も急増していると考え、原告をフジテックの財産で私腹を肥やす悪辣な経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監

査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。当然、原告が横領、背任その他の犯罪行為を行ったとの事実はなく、起訴されたこともなければ、捜査機関により事情聴取をされたこともない。原告が犯罪行為を行ったと疑うべき事情が一切ないにもかかわらず、このような事実無根の主張を一方的に行い、原告の社会的評価を貶める被告らの行為は極めて悪質であり、その違法性が阻却されるべき事情は一切存在しない。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(I) 名誉毀損 20 : ドムス元麻布 104 号室について原告が一切の賃料を支払っていなかったとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「フジテックが内山家の私的利用のために超高級マンションを取得した疑惑」(7頁)、「これは、同物件の104号室が内山家のために購入されたものではないかというオアシスの疑いの根拠を補強する事実です。」(24頁)、「結論、内山家が家賃を支払っているという証拠は存在せず」(25頁)、「私的に使用しているならば、なぜフジテックの開示に内山家が支払った家賃の記載がないのだろうか？」(26頁)、「このマンションの提供は内山家がフジテックから得ていた隠れた報酬なのではないか？」(27頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックに自宅マンション(ドムス元麻布104号室)を購入させた上、フジ

テックに対して一切の対価を支払わずに居住していたとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を指摘されれば、原告が横領、背任等の違法行為又はそれらに類する不正な行為を行っており、原告をフジテックの財産で私腹を肥やす悪辣な経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、前記(1)イ(ウ)のとおり、フジテックがドムス元麻布104号室を購入したのはフジテックのレセプション施設（迎賓用施設）としての機能を期待したからであり、取締役会の経営上の判断によるものであった。また、ドムス元麻布104号室にはレセプション施設（迎賓用施設）として利用される区画のほかに原告及びその親族が居住する区画が存在するところ、原告はフジテックとの間で締結した賃貸借契約において合意された賃料の全額を支払っており、賃料不払いの債務不履行状態はない。

それゆえ、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(オ) 名誉毀損 21：ドムス元麻布104号室を相場より著しく低い金額でフジテックから賃借しているとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「フジテックが内山家の私的利用のために超高級マンションを取得した疑惑」（7頁）、「これは、同物件の104号室が内山家のために購入されたものではないかというオアシスの疑いの根拠を補強する事実です。」（24頁）、「このマンショ

ンの提供は内山家がフジテックから得ていた隠れた報酬なのではないか？」(27頁)、「仮に、内山家が相場より割安な家賃しか払っていなかったのであれば、それは役員報酬として株主総会での承認が必要であったと考えられる。」(25頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックに自宅マンション(ドムス元麻布104号室)を購入させた上、相場に比して低い金額の賃料しかフジテックに支払わずに当該マンションに居住しており、原告が相場賃料との差額相当の利益を収受していたとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を指摘されれば、原告が横領、背任等の違法行為又はそれらに類する不正な行為を行っており、原告をフジテックの財産で私腹を肥やす悪辣な経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、前記(1)イ(ウ)のとおり、フジテックがドムス元麻布104号室を購入したのはフジテックのレセプション施設(迎賓用施設)としての機能を期待したからであり、取締役会の経営上の判断によるものであった。

また、レセプション施設(迎賓用施設)としての機能を兼ねる社宅扱いであって、賃料もそのような実態及び市場相場を踏まえて、合理的な金額が設定されていた。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。



**(カ) 名誉毀損 22 : ドムス元麻布 104号室の無償又は低廉賃借  
に関して原告が法令上の報告義務に違反したとの虚偽事実の摘  
示**

被告らは、「もし、内山家が無償あるいは割引での住居提供という恩恵を受けているならば、それらは税務当局に報告されているのだろうか。」(27頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、フジテックが所有するマンション(ドムス元麻布104号室)に原告が無償で又は相場に比して低い金額の賃料しか支払わずに居住し、当該無償又は低廉の賃借に関して法令上の報告義務に違反したとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告がフジテックの所有するマンションに無償で又は相場に比して低い金額の賃料しか支払わずに居住し、かつ、法令上の報告義務に違反しているものと考え、原告をフジテックを私物化している上に法令も遵守しない悪徳経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告はフジテックとの間で締結した賃貸借契約において合意された適正な賃料の全額を支払っている。

それゆえ、被告らが一切の合理的な根拠を提示していないことから明らかなように、被告らが摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(4) 名誉毀損 23 : ドムス元麻布 104 号室の低廉譲渡を指示したとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「更なる疑念一価格を割り引いて売却した可能性」(29頁)、「オアシスは、ドムス元麻布 104 号室がフジテックから内山家が保有する法人のサントに売却された時の価格は、著しく低廉であったのではないかと疑っています。」(29頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックの取締役に対して同社所有のドムス元麻布 104 号室を原告の親族と実質的に同視し得る法人(サント株式会社)に市場相場に比して著しく低い金額で譲渡することを指示したとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告はフジテックを私物化し、原告及びその親族の利益のためにフジテックの財産を犠牲にする悪徳経営者であると考えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、被告らは、「ドムス元麻布 104 号室には 7 億 2500 万円以上の価値がある」と主張しているところ、そのような価値があることを示す証拠は一切ない。原告が把握している限り不動産鑑定士又は不動産業者が現地調査をしておらず、正確な査定は不可能なはずである。また、原告が不動産会社 2 社(株式会社 [REDACTED] 及び [REDACTED] [REDACTED] 株式会社)から見積もりを取得したところ、株式会社 [REDACTED] [REDACTED] による令和 3 年 4 月 27 日時点での見積もりは 3 億 1714 万円であり、[REDACTED] 株式会

社による同時期の見積もりは4億2073万円であった（甲19、甲20）。さらに、フジテックがドムス元麻布104号室を第三者から購入した際の取得価格は2億9000万円であった（甲21）。加えて、ドムス元麻布104号室は賃借人がいる物件であり、賃借権が設定されているという不確定要素があるため、容易に適正価格が決められない状況にあった。そして、上記2社の見積もりは成約予想価格であって、実際の成約価格ではないから、必ずしも高い方の金額が適正とは限らず、その中間の価格帯（例えば、2社の見積りの平均額である3億6893万5000円前後）が適正価格であると考えるのが合理的である。

このように、サント株式会社はフジテックからドムス元麻布104号室を譲り受けた際の売買価格3億7180万8241円は市場相場に照らし適正な金額である。

当然、ドムス元麻布104号室に係る売買契約も含め、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されており、当該審議及び決議に特別利害関係人である原告は参加しなかった。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。

それゆえ、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

**(ク) 名誉毀損 24 : フジテックの従業員を就業時間中に原告の私用に従事させたとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「内山社長が自宅の庭の手入れにフジテック社員を利用した疑惑」(7頁)、「内山社長が自宅の庭の手入れにフジテック社員を利用」(51頁)、「オアシスは、フジテックが従業員へ給与を支払い、内山家の私的な仕事を行うことは非常に不適切であると懸念」(58頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックの従業員を当該従業員と同社との間の雇用契約で定められた就業時間中に原告の自宅の庭の手入れに従事させたとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告を公私混同が著しく、遵法精神を欠く経営者であると考えるのが通常であるから、原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、被告らの主張する事実は全くの虚偽である。たしかに、被告らが原告の自宅の庭の手入れに従事していたと主張する人物は、平成28年6月1日から令和3年6月30日までフジテックにアルバイトとして雇用されていた人物である。また、当該人物は平成30年4月頃から現在まで原告の自宅の庭の手入れに従事している。しかしながら、令和3年6月30日をもって当該元従業員とフジテックとの間の雇用契約は終了しているところ、契約終了前(平成28年6月1日から令和3年6月30日まで)はフジテックに係る業務時間外に作業を行うことを前提に原告の自宅の庭の手入れを依頼しており、また、契約終了後(令和3年6月30日から現在まで)はそも

そもフジテックの従業員ではない。当然、原告の自宅の庭の手入れに係る業務に従事したことの対価は、原告が自身の財産から支払っている。

それゆえ、原告がフジテックの従業員を当該従業員と同社との間の雇用契約で定められた就業時間中に原告の自宅の庭の手入れに従事させたとの事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

#### **(ケ) 名誉毀損 25 : 4 億円を無担保で貸し付けさせたとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「内山氏がフジテックの代表取締役役に就任して以降、フジテックは同法人へ家賃を合計 5, 567 百万円の支払、不動産購入費として 1, 023 百万円の支払い、4 億円の無担保での貸し出し、また、同法人のフィットネス事業購入費 252 百万円の支払いが行われた。」(10 頁)、「オアシスは、これまでの調査を踏まえると、フジテックは内山社長が保有する法人への貸付に際して担保をとっていないのではないかと推測しています。」(32 頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックに原告と実質的に同視し得る法人に対して 4 億円を無担保で貸し付けさせたとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告がフジテックに対して無担保という大きなリスクを負担させた上で 4 億円という高額の金員を貸し付けさせたと考え、原告を

フジテックの利益を犠牲にして自身の利益を図る悪徳経営者であると捉えるのが通常である。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。被告らが一切の合理的根拠を示していないことから明らかなとおり、被告らの主張は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(コ) 名誉毀損 26 : 投資目的で購入した施設が赤字経営に転じるとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「内山社長が保有する法人の行った投資の失敗を補填させるため、その物件をフジテックが買い取った疑惑」(7頁)、「内山社長が保有する法人の行った投資の失敗を補填させるため、その物件をフジテックが買い取った疑い」(42頁)、「内山社長が保有する法人にとって、このレクリエーション施設を買ってしまったのは悪い投資だったが、その失敗を受け入れず、フジテックに押し付けてしまったのではないか？」(46頁)、「要するに、内山社長は個人的な投資の失敗をフジテックの株主に押し付けたのではないか？」(46頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、実質的に原告と同視し得る法人が、投資目的で購入した不動産を、当該不動産に係る事業が赤字となったとたんに、フジテックに譲渡したとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告がフジテックに投資のリスクを肩代わりさせて私腹を肥やす悪徳経営者であると考えるのが通常である。

しかしながら、被告らが指摘する「レクリエーション施設」とは「フィットウィル彦根」を指すと考えられるところ、これは原告が地域社会への貢献として公益目的で購入し、平成22年にフジテックが地域社会への貢献を目的に承継したものであるから、投資目的で購入した不動産を、当該不動産に係る事業が赤字となったとたんに、フジテックに譲渡したという指摘は被告らによる事実の捏造というほかない。

すなわち、「フィットウィル彦根」は当初は「ペアーレ彦根」として、社会保険健康事業財団が平成5年に開設し、スポーツ、文化講座等の施設として彦根市民らによって利用されていた施設であった。しかしながら、社会保険庁の改革に伴ってペアーレ彦根が閉鎖されることが決まると、彦根市民らは彦根市長に対して、存続を求める嘆願書及び署名（2568名分であったと言われる。）を提出した（甲23、甲24）。このような事態を受けて、彦根市長はフジテックに対してペアーレ彦根を譲り受けてほしい旨申し入れたため、原告が地域社会に貢献し、自治体との協力関係を強固にするという協力関係を強固にするという経営上の判断から、株式会社ウチヤマ・インターナショナルにおいてこれを譲り受け、「フィットウィル彦根」と改

称して、同社が当該施設の運営を引き継ぐこととなった。そして、フィットウィル彦根はフジテックの従業員用の福利厚生施設としても有用であったことから、フジテックは同社従業員の福利厚生施設としてフィットウィル彦根を利用することとなった。その後、彦根市長がフジテックに対してフィットウィル彦根の運営を要請したこと（甲25）、従業員用の福利厚生施設として利用されてきたこと及びフジテックとして同施設を運営し、地域社会に貢献することが重要と考えられるようになったことから、フジテックにおいてフィットウィル彦根を譲り受けることとし、株式会社ウチヤマ・インターナショナルからフジテックに対してフィットウィル彦根が譲渡された。そして、この当時、フィットウィル彦根に係る事業は黒字経営であった。

当然、フィットウィル彦根の譲渡も含め、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されており、当該審議及び決議に特別利害関係人である原告は参加しなかった。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。

それゆえ、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(サ) 名誉毀損 27：個人的な事項にかかる税理士報酬をフジテックに支払わせたとの虚偽事実の摘示**



被告らは、「内山家が保有する会社に密接な関係を持つ個人経営の税理士をフジテックが起用して、報酬を支払った疑惑」（7頁）、「内山家が保有する法人と密接な関係を持つ個人経営の税務アドバイザーをフジテックが起用して、アドバイザーフィーを支払い」（47頁）、「■■■■氏の事務所と、株式会社ウチヤマ・インターナショナルとサント株式会社の本店の住所が同一であることから、■■■■氏が内山家の業務を行っている」と推認できる」（48頁）、「オアシスは内山家とこの顧問会計士との密接な関係に懸念」（50頁）、「このように、■■■■氏の会社と内山家の関連企業が不思議なほど密接に関係していることから、フジテックは、■■■■氏が内山家と関係があることを背景に、報酬を支払って雇用しているのではないかと疑われる。」（50頁）、「フジテックは、本来、内山家の会社が支払うべき報酬を、内山家に代わって■■■■氏へ支払っていた可能性がある。」（50頁）との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックの顧問税理士である■■■■氏に私的な事項を委任し、その報酬をフジテックに支払わせていたとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、私的な事項の税理士報酬をフジテックに支払わせたと断定しないとしても、その可能性を指摘されれば、原告が私的な支出をフジテックに肩代わりさせている疑惑のある人物であると考えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、被告らが主張する「彼の個人的な税理士」とは、原告が代表を務める株式会社ウチヤマ・インターナショナルにかかる税務を委任している、大阪駅前税理士法人の■■■■税

理士を指すものと考えられるところ、株式会社ウチヤマ・インターナショナルは、毎月同社の財産から■■■■税理士に対して直接顧問料としての税理士報酬を支払っており、実際に銀行口座の取引明細においてそのような支払いの事実が明確に残っている。

それゆえ、被告らが摘示した事実が全くの虚偽であることは明らかである。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(5) 令和4年12月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料における名誉毀損行為**

##### **ア 同定可能性（要件①）**

被告らは、令和4年12月、「フジテックを守るために」との資料をウェブサイト上に公開し、後記イの名誉毀損行為を行った（甲30）。

そして、当該資料において被告らは、「フジテック」「内山高一」等の表現を用いており、「内山」等が原告を指すことは明らかである。

したがって、名誉毀損表現の対象が原告であると容易に同定可能である。

##### **イ 事実摘示及び社会的評価の低下（要件②・③）**

**(7) 名誉毀損 28 : 原告がフジテックの社外取締役に対して原告及び原告の親族の利益となる一方でフジテック及びその株主の不利益となる行為を行う行為を反復継続的に命じたとの虚偽事実の摘示**

被告らは「フジテックを守るために」（1頁）、「内山家がフジテックへの影響力を悪用し、フジテックとその利害関係者を長年、搾取してきた」（4頁）、「この一連の行為は、株主の最も基本的な権利をなきものとする行為です。これは、ガバナンスを著しく毀損させ、利害関係者のための企業価値向上に失敗した経営者の内山高一氏がフジテックを経営支配し続けるための行為」（4頁）、「結果、内山高一氏が会社に対する支配を維持し、事態は悪化しました。」（4頁）、「現在、フジテックが本源的な企業価値を実現することに失敗し、多くの利害関係者を不当に扱い、ガバナンスを毀損し、株主を露骨に無視する企業に成り下がってしまっています。」（4頁）、「関連当事者取引を多数引き起こした内山家の支配」（4頁）、「いまの社外取締役は、内山家と足並みを揃え、そして、他の利害関係者を犠牲にしても内山家の利益を優先しています。」（4頁）、「フジテックの問題の背景には、内山家による不当な支配がある」（6頁）、「社外取締役のうち、内山前社長に従属している取締役の割合」（8頁）、「利害関係者の利益を害してきた」（11頁）、「株主の権利を無視」（11頁）、「市場ではフジテックは内山家が実質的に支配している企業として認識されています。」（12頁）、「フジテックと内山社長（当時）との間の悪質な関連当事者間取引」（13頁）、「どの取引も内山家に利益をもたらす一方で、フジテック

クの利害関係者は損失を被っているからである。」(13頁)、  
「これらの関連当事者取引の多くは、100%ではないにしても、主として内山氏、内山家の他の構成員、または、内山家が所有する法人のために行われた様です。」(13頁)、「どの取引も内山家に利益をもたらす一方で、フジテックの利害関係者は損失を被っているからである。」(14頁)、「内山氏を不当に庇う開示資料の問題点」(30頁)、「内部監査室と取締役会の間には大きな隔たりがあります。内部監査室の報告先は執行部です。よって、取締役会に報告される内容は、まず、内山高一氏が率いる執行部のフィルターを通さなければならないことを意味します。」(32頁)、「新たに選任された社外取締役ですら、(取締役としての選任が否決されたと考えられる)内山高一氏の、株主による選任を経ない、有給の、会社に対して影響力を保持できる会長という役職への就任支持を通じて、彼らは一般株主の利益を代表していないことを示しました。」(40頁)、  
「昨年のフジテックの新任社外取締役は、取締役としての選任で十分な賛成が全く集まらなかった内山高一氏の、株主総会での承認を経ない、有給の、しかも、会社に対して影響力を保持できる会長という役職に就かせる取締役会の議案に賛成しました。このことは、フジテックの社外取締役は一般株主の利益を代表していないことを示しました。」(40頁)、「内山氏を株主に対しての説明責任から匿うために、取締役会は内山氏を株主総会での承認を経ない、有給の常勤の役職である会長に任命しました。」(40頁)、「内山氏を株主総会での承認を経ないが、影響力を行使できる会長職に就かせることは、取り下げ理由の第三者委員会の結果を待つべきという考えと矛盾しています。」

(40頁)、「新たに選任された社外取締役ですら、(取締役としての選任が否決されたと考えられる)内山高一氏の、株主による選任を経ない、有償の、会社に対して影響力を保持できる会長という役職への就任支持を通じて、社外取締役は一般株主の利益を代表していないことを示しました。」(41頁)、「フジテックの社内取締役も社外取締役は、就任以来、内山高一氏の言いなりになってきました。」(48頁)、「内山家と連携して他の利害関係者よりも内山家の利益をなにより優先させる現在のフジテック社外取締役に反対票を投じることを株主の皆様にお勧めします。」(50頁)、「独立社外取締役には真に独立した第三者委員会を設置し、内山様の同族会社と貴社の関連取引の詳細を調査し、他の株主より内山様の同族会社との利益を優先した取引がないか確認することを求めます。」(60頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックの社外取締役に対して原告及び原告の親族の利益となる一方でフジテック及びその株主の不利益となる行為を行うことを反復継続的に命じたとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、通常は、原告を原告自身とその親族の利益のために平然とフジテック及びその株主の利益を犠牲にする悪徳経営者であると捉えるから、原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は

税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。被告らが一切の証拠を提示していないことから明らかなように、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

**(イ) 名誉毀損 29：原告が株主に対するクーデターを行い社外取締役を当該クーデターに加担させたとの虚偽事実の摘示**

被告らは「フジテックの社内取締役も社外取締役は、就任以来、内山高一氏の言いなりになってきました。」(48頁)、「フジテックの現社外取締役は、コーポレート・ガバナンスの毀損を長年放置し、さらに、株主の最も基本的な権利である議決権を奪い、内山氏を株主に対して説明責任を負う取締役から説明責任のない会長として無暗に昇進させました。株主へのクーデターに加担しました。」(50頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックの株主に対して非合法な手段によって株主の地位や権限を奪う行為(クーデター)を行い、かつ、フジテックの社外取締役を当該クーデターに加担させたとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、通常は、原告をフジテック及びその株主に害をなす危険人物であると捉えるから、原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、そもそもフジテックにおいて、非合法な手段によって株主の地位や権限を奪う行為(クーデター)どころか、それに類する行為が行われたこともない。それゆえ、原告

がフジテックの社外取締役を当該クーデターに加担させたという被告らの指摘は事実の捏造にほかならない。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

**(ウ) 名誉毀損 30：違法又は不正な行為を隠蔽するために利益相反関係にある弁護士に調査を委任することをフジテックの社外取締役に指示したとの虚偽事実の摘示**

被告らは「当時、代表取締役社長兼取締役会議長であった内山高一氏は、オアシスが要望した独立した第三者委員会を設置せず、                    （社外取締役と                    （同）を調査責任者に任命し、両者は利益相反のある西村あさひ法律事務所を起用しました。さらに、西村あさひ法律事務所がフジテックから独立した法律事務所であるかのような誤解を意図的に株主に与えました。」（20頁）、「独立社外取締役には真に独立した第三者委員会を設置し、内山様の同族会社と貴社の関連取引の詳細を調査し、他の株主より内山様の同族会社との利益を優先した取引がないか確認することを求めます。」（60頁）、「フジテックは、数千人はいるであろう専門家の中から、日弁連のガイドラインに反して企業が調査をよりコントロールすべきと公言している人物を選びました。この人を任命する行動は、フジテックが内山氏に有利になるように調査をゆがめ、問題の根本原因を解明しないという明らかな意図を持っていることを示しています。」（62頁）との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告が違法又は不正な行為を行ったことを隠蔽するために、違法又は不正な行為の有無

に係る調査を、原告及びフジテックと利益相反関係にある西村あさひ法律事務所の弁護士に委任することを、フジテックの社外取締役役に指示したとの事実を適示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、通常は、原告を違法又は不正な行為をしたことを隠蔽するために、原告に付度して公正な調査を行わない可能性の高い弁護士に調査を依頼したと考え、原告のことを自身が犯した違法又は不正な行為を隠蔽しようとする悪徳経営者であると評価するから、原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、そもそも原告が違法又は不正な行為を行ったという事実はない。調査が必要になったのは、被告らがフジテックに対して書簡（前記(3)）を送付し、「フジテックを守るために」と題した資料（前記(4)）をインターネット上に公開するなどして、原告が被告らからあらぬ疑いをかけられ、身の潔白を証明する必要性が生じたからである。また、フジテックが調査を依頼した■■■■■弁護士は、フジテックとの間に利益相反関係はなく、また、事情聴取能力、証拠評価能力、事実認定能力等を十分に備えていることから、調査担当弁護士として適任であった。なお、■■■■■弁護士に調査を依頼することについては、令和4年4月1日の取締役会において適法に決議されていた。

それゆえ、被告らの主張は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

**(I) 名誉毀損 31 : ドムス元麻布104号室について賃料の一部不払いがあるとの虚偽事実の摘示**



被告らは、「2013年からフジテック所有の高級マンションに内山家は住んでいる」（37頁）、「なぜ、フジテックのような企業が、営業活動を支援するために、426㎡の高級マンションを購入する必要があるのだろうか？」（37頁）、「なぜ、内山家は、営業活動のために一部が『割り当てられている』とされている高級マンションに住む必要があるのだろうか。」（37頁）、「なぜ、そのマンションは、内山高一氏の妻と息子（内山雄介執行役員）の居住地となっているのか？」（37頁）、「フジテックは2013年2月に426.44㎡の超高級マンションを『社用迎賓施設として』取得したが、内山高一氏とその家族が家賃を全額支払わずに住んでいた。」（52頁）との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックに自宅マンション（ドムス元麻布104号室）を購入させた上、フジテックに対して契約で合意された賃料の全額を支払わずに居住していたとの事実を摘示した。

一般人からすれば、当該事実を指摘されれば、原告がフジテックの所有する不動産に賃料全額を払わずに居住していると考え、原告のことを公私混同し自らの利益のためなら平然とフジテックに不利益を及ぼす人物であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、ドムス元麻布104号室にはレセプション施設（迎賓用施設）として利用される区画のほかに原告及びその親族が居住する区画が存在するところ、原告はフジテックとの間で締結した賃貸借契約において合意された賃料の全額を支払っており、賃料不払いの債務不履行状態はない。

それゆえ、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

### **(オ) 名誉毀損 3 2 : 原告がフジテックの取締役にて脱税等の違法行為を指示したとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「ドムス元麻布 内山高一氏に格安で貸し出し。なお、支払った賃貸費用を開示せず。内山高一氏の息子に格安で売却」(13頁)、「2013年からフジテック所有の高級マンションに内山家は住んでいる」(37頁)、「なぜ、フジテックのような企業が、営業活動を支援するために、426㎡の高級マンションを購入する必要があるのだろうか？」(37頁)、「なぜ、内山家は、営業活動のために一部が『割り当てられている』とされている高級マンションに住む必要があるのだろうか。」(37頁)、「なぜ、そのマンションは、内山高一氏の妻と息子(内山雄介執行役員)の居住地となっているのか？」(37頁)、「フジテックの説明は極めていい加減で、租税回避を行っていた可能性、開示規制の違反、会社法上の違反の疑いがある。」(37頁)、「日本の所得税法では、社宅(特に240平米を超える豪華社宅)を与えられた役員から家賃を徴収することが義務付けられている。では、なぜフジテック社外取締役は内山高一氏から相場の家賃である年2900万円～3000万円の徴収を義務付けなかったのでしょうか。」(37頁)、「内山家が住み始めたが、内山高一氏が支払った家賃は相場より大幅に割り引かれていた」(52頁)、「内山高一氏が支払った家賃は相場より大幅に安かった」(52頁)、「家賃相場：年間2900万～3000

万円程度（オアシスの推定値）vs. 内山高一氏の家賃支払額は開示がないことから1000万円未満と推定される」（52頁）、  
「取締役への社宅への居住、家賃の割引等の報酬の現物支給について株主総会での承認を必要とする会社法、また、240平米以上の住居（豪華社宅）を与えられた役員からは『通常支払うべき使用料に相当する』賃貸料相当額を徴収することを要求する税法などに関して、適法性に疑問があります。」（52頁）との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告が、平成25年頃、フジテックに対して違法行為を行うことを、違法性を認識した上で、指示したとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告のことを自身の利益のためにフジテックの取締役に対して違法行為を指示する遵法精神を欠いた悪徳経営者であると考えるのが通常であるから、原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、被告らが一切の合理的な根拠を示していないことから明らかなように、被告らが摘示した事実は全くの虚偽である。フジテックが違法行為を行ったとの事実はなく、原告がフジテックの取締役に対して違法行為を指示した事実もない。当然、原告が起訴されたこともなければ、捜査機関により事情聴取をされたこともない。原告又はフジテックが脱税を含む違法行為を行ったと疑うべき事情が一切ないにもかかわらず、このような事実無根の主張を一方的に行い、原告の社会的評価を貶める被告らの行為は極めて悪質であり、その違法性が阻却されるべき事情は一切存在しない。

なお、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(カ) 名誉毀損 33 : ドムス元麻布 104号室の低廉譲渡を指示したとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「ドムス元麻布内山高一氏に格安で貸し出し。なお、支払った賃貸費用を開示せず。内山高一氏の息子に格安で売却」（13頁）、「内山社長の息子が私的に保有する法人に高級マンションを大幅に低廉な価格で売却することについて、取締役会は承認していた。」（28頁）、「ドムス元麻布の内山高一氏の息子の内山雄介が所有する株式会社サントへの著しく低廉な価格での売却に代表される、内山家に利益をもたらす、不審な点を多く抱えていた多数の関連当事者取引も社外取締役によって承認されていました。」（36頁）、「社外取締役は、直近では内山高一氏の息子である内山雄介氏が私的に所有するサントへのドムス元麻布104号室を不当に低廉な価格での売却など、内山家に利益をもたらす数々の取引にまつわる無茶な取引について異議を唱えず、社外取締役は株主の利益を代表してこなかった」（37頁）、「もし、内山家がこれらの便益を正当な支払いなしに、あるいは、割引で受けていたのなら、なぜフジテック

は株主の承認を得なかったのだろうか。」(37頁)、「社外取締役は、なぜこの取引がコーポレート・ガバナンスやフジテックの利益保護の観点からみて問題がないと考えているのでしょうか？」(37頁)、「なぜ社外取締役は、フジテックが高級マンションをオークションにかけず、内山雄介執行役員の私的な法人に売却することを許したのか？」(38頁)、「関連当事者取引であるならば、なぜ社外取締役は2つの不動産価格査定 of 最高値ではなく、平均価格を受け入れたのでしょうか？」(38頁)、「フジテックは、営業拠点が不要になったのでマンションを売却する準備ができたと主張していますが、社外取締役はこの主張をどう評価しましたか。」(38頁)、「内部告発者の説明によると、ドムス元麻布104号室が内山社長の指示で売却されたのは、オアシスによる関連当事者取引への調査、とりわけ、内山家への低額な家賃請求の観点に追及が及ぶのを恐れたためだという。なぜ社外取締役はこの問題を指摘できなかったのでしょうか。」(38頁)、「社外取締役が、本取引がコーポレート・ガバナンスや利害関係者の利益保護の観点からも問題ないと信じる理由は何ですか？」(38頁)、「内山家への低廉な価格での売却」(52頁)、「2021年、フジテックはこのマンションを内山家(内山雄介執行役員)が有する法人に対して、相場より大幅に値引いて売却した。」(52頁)、「相場価格：7億3000万円(オアシス推定)/フジテックの売却価格：3億7180万円」(52頁)、「低廉な価格での売却を実現するための特異な売却方法：定評ある不動産会社2社から取得した不動産価格査定 of 平均価格(に動産の簿価を足したもの)であった。これ

は、まず、最高価格での売却ではない。」(52頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックの取締役に対して同社所有のドムス元麻布104号室を原告の親族と実質的に同視し得る法人(サント株式会社)に市場相場に比して著しく低い金額で譲渡することを指示したとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告はフジテックを私物化し、原告及びその親族の利益のためにフジテックの財産を犠牲にする悪徳経営者であると考えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、被告らの主張する事実は全くの虚偽である。原告が把握している限り不動産鑑定士又は不動産業者が現地調査をしておらず、正確な査定は不可能なはずである。また、原告が不動産会社2社(株式会社[REDACTED]及び[REDACTED]株式会社)から見積もりを取得したところ、株式会社[REDACTED]による令和3年4月27日時点での見積もりは3億1714万円であり、[REDACTED]株式会社による同時期の見積もりは4億2073万円であった(甲19、甲20)。さらに、フジテックがドムス元麻布104号室を第三者から購入した際の取得価格は2億9000万円であった(甲21)。加えて、ドムス元麻布104号室は賃借人がいる物件であり、賃借権が設定されているという不確定要素があるため、容易に適正価格が決められない状況にあった。そして、上記2社の見積もりは成約予想価格であって、実際の成約価格ではないから、必ずしも高い方の金額が適正とは

限らず、その中間の価格帯（例えば、2社の見積りの平均額である3億6893万5000円前後）が適正価格であると考えるのが合理的である。

このように、サント株式会社がフジテックからドムス元麻布104号室を譲り受けた際の売買価格3億7180万8241円は市場相場に照らし適正な金額である。

当然、ドムス元麻布104号室の売買契約も含め、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されており、当該審議及び決議に特別利害関係人である原告は参加しなかった。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。なお、フジテックは本件売却により多額（約8200万円）の譲渡益を得ている。

それゆえ、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

#### **(\*) 名誉毀損 34 : アーバンウェル茨木の賃貸借という形式を利用してフジテックから金銭を奪っていたとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「アーバンウェル茨木 フジテックは内山高一氏及び、その息子の法人から空室を含む部屋を借り上げ」（13頁）、「フジテックは長年、内山高一氏が保有する法人から50室の部屋を借りていたが、オアシスがフジテックと関連当事者取引についてエンゲージメントを行った途端、2021年に突然5室

に減らされました。これは、フジテックが50室を必要とせず、また、内山家を支援するために、フジテックや他の株主を犠牲にして内山社長に富を移転させていたことを示唆しています。」(55頁)、「フジテックは、空き部屋も含めて多くの部屋を借りているにもかかわらず、周辺家賃相場が月額67,000円から73,000円であるのに対し、割高(月額73,120円)な条件で賃借していました。これまでは、50室の部屋と相談室を借りていました。現在は5部屋しか借りていないが、相談室は1部屋借りており、相談室の賃料はフジテックが支払う家賃の約半分を占めています。この相談室(年間賃料440万円)は誰も借りてくれないので、フジテックはついでに5部屋も借り続けることを余儀なくされているのではないかと思われる。」(55頁)、「さらに、内山高一氏の法人、及び、賃貸人の地位を継承した内山雄介氏の法人はフジテックに11ヶ月分の敷金を要求しており、これも通常の賃借条件とは異なっています。」(55頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告が、フジテックに対して、アーバンウェル茨木の部屋を、本来フジテックが必要としている部屋数よりも45室も余分に、それも周辺相場の賃料より高い7万3120円で賃貸していたとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告のことを不動産賃貸借の形式を利用してフジテックの財産を奪う悪徳経営者であると捉えるのが通常であるから原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、フジテックが賃貸していた部屋数は必要十分な数であったから被告の主張は全くの虚偽である。



すなわち、サント株式会社がアーバンウェル茨木というマンションを所有しており、そのうちの50部屋の個室と1部屋のセミナールーム（相談室・談話室）をフジテックに対して社宅等として賃貸していた。

そして、令和3年10月1日、フジテックとサント株式会社は賃貸の対象を減らすことを内容とする変更契約を締結した。当該契約において、サント株式会社がフジテックに対して賃貸する個室の数は5部屋に変更され、セミナールームの賃貸は継続することとされた。

被告らは、当該変更契約において賃貸の対象となる個室の数を50部屋から5部屋に減らす変更が行われたことを捉えて、45部屋については必要もないのにフジテックがサント株式会社から賃借させられていたのだと主張する。

しかしながら、変更契約を締結した令和3年10月1日当時アーバンウェル茨木に入居していたフジテック従業員の人数は40名であり、40部屋の個室が使用されていた。また、時期によって上下するものの、アーバンウェル茨木に入居しているフジテック従業員の人数はおよそ45名前後で、45部屋の個室が使われるという状況が長年続いていた。したがって、サント株式会社がフジテックに対して本来フジテックが必要としている部屋数よりも45室も余分に賃貸していたという事実はない。

また、被告らは、7万3120円という賃料が周辺相場に比して割高であると主張するが、当該賃料は周辺家賃相場を踏まえた適正額である。

当然、アーバンウェル茨木の賃貸借契約も含め、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されており、当該審議及び決議に特別利害関係人である原告は参加しなかった。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。

それゆえ、被告らの主張は全くの虚偽であり、違法性を阻却すべき事情は存在しない。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

#### **(ク) 名誉毀損 35 : 高輪ビルを所有する特別目的会社株式の譲渡をフジテックに強制したとの虚偽事実の摘示**

被告らは「高輪ゲートウェイ駅建設発表が分かった後、フジテックは内山高一氏の私的な法人にビルを売却」（13頁）、「内山高一氏が私的に保有する法人はこのビルをもともと所有していたが、2006年にフジテックが出資したSPCに売却。内山氏は売却益を得る。」（53頁）、「しかし、フジテックは2014年にSPCの株式を内山高一氏の法人に売り戻させられました。2014年は、そのビルのあるエリアで再開発が予定されており、地価が大幅に上昇する可能性が予想されました。」（53頁）、「フジテックは値上がり益を享受できず、内山高一氏の私的な法人が一方的に値上がり益を享受。」（53頁）、「内山高一氏の法人はフジテック高輪ビルを所有するSPCの全株式

をJR東日本に売却し、利益を得た。その一方、新駅建設に伴う値上がり益をフジテックは逃す」(53頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告が、平成26年、フジテックの取締役に対して、高輪ビルを所有する特別目的会社(SPC)の株式を、実質的に原告と同視し得る法人(株式会社ウチヤマ・インターナショナル)に売却することを強制したとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告が、フジテックが拒絶できないような状況を作り出して、原告が自己の利益のためにフジテックに上記特別目的会社の株式を譲渡するように強制して、フジテックの財産を実質的に奪ったと理解し、原告のことをフジテック及びその株主の利益を害して自身の私腹を肥やす悪徳経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、高輪ビルに係る契約も含め、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されており、当該審議及び決議に特別利害関係人である原告は参加しなかった。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。被告らが一切の合理的な根拠を提示していないことから明らかなとおり、当該事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

**(ケ) 名誉毀損 36 : フジテックの従業員を就業時間中に原告の私用に従事させたとの虚偽事実の摘示**

被告らは「フジテック社員 フジテックの従業員を内山高 一氏の私用に従事させていた」(13頁)、「フジテックが従業員に給与を支払い、そして、内山家のために私的な仕事を行う」(57頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告がフジテックの従業員を、当該従業員とフジテックとの間の雇用契約上の就業時間中に、当該従業員を専ら原告及びその親族のための私的な事項に従事させたとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告のことを、平然と自身の私用にフジテックの従業員に従事させる公私混同の悪徳経営者であると考えるのが通常であるから、原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、被告らの主張する事実は全くの虚偽である。たしかに、被告らが原告の自宅の庭の手入れに従事していたと主張する人物は、平成28年6月1日から令和3年6月30日までフジテックにアルバイトとして雇用されていた人物である。また、当該人物は平成30年4月頃から現在まで原告の自宅の庭の手入れに従事している。しかしながら、令和3年6月30日をもって当該元従業員とフジテックとの間の雇用契約は終了しているところ、契約終了前(平成28年6月1日から令和3年6月30日まで)はフジテックに係る業務時間外に作業を行うことを前提に原告の自宅の庭の手入れを依頼しており、

また、契約終了後（令和3年6月30日から現在まで）はそもそもフジテックの従業員ではない。当然、原告の自宅の庭の手入れに係る業務に従事したことの対価は、原告が自身の財産から支払っている。

それゆえ、原告がフジテックの従業員を当該従業員と同社との間の雇用契約で定められた就業時間中に原告の自宅の庭の手入れに従事させたとの事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

#### **(ウ) 名誉毀損 37：41億0700万円を無担保で貸し付けさせたとの虚偽事実の摘示**

被告らは「無担保と思われる貸付無担保・低金利で内山高一氏の私的な会社に融資し、しかも、返済をたびたび延長した」（13頁）、「2007年7月23日、内山高一氏の父（創業者の正太郎）の死後、フジテックは内山高一氏が私的に保有する法人に4,107百万円貸付」（56頁）、「内山家所有のフジテック株式の大量保有報告書および変更報告書、内山高一氏が私的に有する法人および本人が所有する主要資産の登記簿には、フジテックが抵当権を設定している記録がないことから、無担保貸付とみられます」（56頁）、「フジテックは、将来のために投資することもできたはずなのに、手元資金の20%以上にもなる現金を、内山社長の保有する法人に無担保で貸し付けていました」（56頁）との表現を用いた。

これらの表現によって被告らは、原告が、フジテックに対して、何ら担保を設定せずに41億0700万円を実質的に原告

と同視し得る法人に貸し付けるよう、強制したとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば、原告が、フジテックへの影響力を利用して、フジテックから無担保という高いリスクのもとで、極めて高額 of 現金を貸し付けさせたと理解し、原告をフジテックの財産と自身の財産の区別をつけていない悪徳経営者であると考えるのが通常であるから、原告の社会的評価は低下した。

しかしながら、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されている。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。被告らが一切の合理的根拠を示していないことから明らかなとおり、被告らの主張は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は原告の名誉を毀損する。

#### **(4) 名誉毀損 38 : フィットウィル彦根の買取りを強制したとの虚偽事実の摘示**

被告らは、「フィットウィル彦根 内山高一氏の投資失敗案件をフジテックに買わせる」(13頁)、「フジテックは、従業員の福利厚生という名目で施設利用料を支払い、最終的にはこの施設を購入した。このような目的のために公共の娯楽施設を取得するという異例の措置は、私たちが知る限り、日本の他の企業

では見たことがないものです。従業員の福利厚生に配慮する企業の多くは、従業員が自宅や会社の近くで運動できるように、スポーツジムの会員権や福利厚生のための補助金を従業員に直接提供します。しかし、フジテックは、会社から車で20分以上かかる公共娯楽施設を購入しています。」(54頁)、「フジテックがこの施設を購入したのは、内山社長が保有する法人が施設を売却したかったからであり、従業員の福利厚生のためではなかったとオアシスは考えています。内山社長が保有する法人が後悔している投資案件からの脱出先をフジテックが提供し、そして、同時に彼らに利益を与えているのであれば、それは健全なコーポレート・ガバナンスの姿ではありません。」(54頁)との表現を用いた。

これらの表現によって、被告らは、原告と実質的に同視し得る法人が投資用物件としてフィットウィル彦根を購入した後で、当該施設の価値が低下するや否や、フジテックに対し買取りを強制したとの事実を摘示した。

そして、一般人からすれば、当該事実を摘示されれば原告が自らの投資の失敗による不利益をフジテックに肩代わりさせたのだと理解し、原告をフジテックにリスクを肩代わりさせて自身の私腹を肥やそうとする悪徳経営者であると捉えるのが通常であるから、原告の社会的評価が低下した。

しかしながら、被告らが指摘する「スポーツジム」とは「フィットウィル彦根」を指すと考えられるところ、これは原告が地域社会への貢献として公益目的で購入し、平成22年にフジテックが地域社会への貢献を目的に承継したものであるから、

赤字のスポーツジムをフジテックに押し付けたという指摘は被告らによる事実の捏造というほかない。

すなわち、「フィットウィル彦根」は当初は「ペアーレ彦根」として、社会保険健康事業財団が平成5年に開設し、スポーツ、文化講座等の施設として彦根市民らによって利用されていた施設であった。しかしながら、社会保険庁の改革に伴ってペアーレ彦根が閉鎖されることが決まると、彦根市民らは彦根市長に対して、存続を求める嘆願書及び署名（2568名分であったと言われる。）を提出した（甲23、甲24）。このような事態を受けて、彦根市長はフジテックに対してペアーレ彦根を譲り受けてほしい旨申し入れた。しかしながら、その当時は、フジテックはスポーツジム運営に係るノウハウを有していなかったため、これに応じることができなかった。もともと、地域社会に貢献し、自治体との協力関係を強固にすることはフジテックの営業上重要であった。そこで、平成18年12月、株式会社ウチヤマ・インターナショナルにおいてペアーレ彦根を譲り受け、「フィットウィル彦根」と改称して、同社が当該施設の運営を引き継ぐこととなった。そして、フィットウィル彦根はフジテックの従業員用の福利厚生施設としても有用であったことから、フジテックは同社従業員の福利厚生施設としてフィットウィル彦根を利用することとなった。その後、彦根市長がフジテックに対してフィットウィル彦根の運営を要請したこと

（甲25）、フジテックが株式会社ウチヤマ・インターナショナルを通じてスポーツジム運営のノウハウを得たこと及びフジテックとして同施設を運営し、地域社会に貢献することが重要と考えられるようになったことから、平成21年9月、フジテッ



クにおいてフィットウィル彦根を譲り受けることとし、株式会社ウチヤマ・インターナショナルからフジテックに対してフィットウィル彦根が譲渡された。そして、この当時、フィットウィル彦根に係る事業は黒字経営であった。

当然、フィットウィル彦根の譲渡も含め、原告に係る一切の関連当事者取引については、フジテックの取締役会で適法に承認されており、当該審議及び決議に特別利害関係人である原告は参加しなかった。また、監査役会の監査、監査法人の監査及びフジテックから依頼を受けた弁護士の確認を全て経ている。さらに、東京証券取引所又は税務署からも指摘又は否認を受けていない。加えて、有価証券報告書にも必要に応じて適正に記載されている。

それゆえ、被告らの摘示する事実は全くの虚偽である。

したがって、当該事実摘示は、原告の名誉を毀損する。

### **3 故意又は過失（要件④）**

被告らが前記2の各表現行為（以下「本件各名誉毀損行為」という）を行った事実それ自体から、被告らが本件各名誉毀損行為の内容を認識・認容し、かつ、それを公表することを認識・認容していることは明らかであるから、故意が認められる（要件④）。

### **4 損害（要件⑤）**

#### **(1) 代表取締役社長の退任に追い込まれたことによる損害**

本件各名誉毀損行為は、不特定多数人による原告に対する批判や誹謗中傷を扇動し、フジテックの株主総会において原告が取締役に再任又は選任されないようにすることを目的に行われたものである。

そして、本件各名誉毀損行為によって、原告の社会的評価は低下し、世論による批判及び誹謗中傷が殺到した結果、代表取締役としてフジテックに残留することは極めて困難となり、原告は、令和4年6月23日をもってフジテックの代表取締役を退任した。また、その後も、フジテックの取締役として再任されていない。

[Redacted text block]

**(2) 取締役会長になる機会を奪われたことによる損害**

フジテックの創業者であり初代代表取締役社長を務めた内山正太郎氏や、第2代代表取締役社長を務めた大谷謙治氏は、代表取締役社長の定年を迎えた後は取締役会長として、引き続きフジテックの経営に携わった。そして、原告も、代表取締役社長の定年を迎えた後は、取締役会長となることが想定されていた。しかしながら、被告らが本件各名誉毀損行為を行った結果、令和4年6月23日に代表取締役を退任した後も取締役に再任されず、取締役としての地位を失ったままである。

**(3) 精神的苦痛に対する慰謝料**

## **ア 表現行為の発信が長期にわたり執拗に繰り返されたこと**

被告らは、遅くとも令和4年3月14日以降、本件各名誉毀損行為を執拗に繰り返し、前記2のとおり、その数は38個を下らない。

このような長期にわたり膨大な数の名誉毀損表現を繰り返すという行為は常軌を逸したものであり、原告の社会的評価を著しく低下させた。

それとどまらず、被告ら又は被告らに影響を受けた第三者が、原告又は原告の親族に対して、誹謗中傷又は脅迫といった無形の危害のみならず、暴行、傷害又は放火といった有形の危害を加えるのではないかという具体的な懸念を原告に生じさせるから、本件各名誉毀損行為が原告に与える恐怖は極めて深刻である。

## **イ 犯罪行為又はそれに類似した行為に関与したかのような印象を与える表現であること**

本件各名誉毀損行為は、あたかも原告が不正な行為に関与していたかのような虚偽の事実を並び立てて、それらが刑事上違法な行為に該当するかのように表現するものである。

そして、これらの表現に接した者は原告が犯罪行為に関与したか、少なくとも犯罪行為に類似した行為に関与したと考えるのが通常であり、そのような評価は、一般に、当該人物の人格に対する信用を著しく害するものであるから、本件各名誉毀損行為による原告の社会的評価に対する影響は甚大である。

#### **ウ 著しく攻撃的な表現であること**

本件各名誉毀損行為における表現内容は、いずれも、前記2のとおり、人種、性別、出自等を嘲弄する言辞を向けることと同等又はそれ以上に悪辣な表現であって、かつ、その数も尋常ではなく多いから、対象を自殺に追い込みかねないような著しく攻撃的な表現行為といえる。したがって、本件各名誉毀損行為は他に類を見ない極めて悪質なものである。

#### **エ 原告の職業に対して致命的な影響を与える表現であること**

本件各名誉毀損行為は、原告がフジテックの代表取締役社長であったことを前提に、虚偽の事実を拡散することで、原告がフジテックの経営者として不適當であるとの誤った印象を与えるものである。すなわち、本件各名誉毀損行為は、原告をフジテックの代表取締役社長から退任に追い込み、かつ、企業の経営者としての再起を困難にするものである。

したがって、本件各名誉毀損行為は人格的尊厳の基礎である職業に対して致命的な影響を与えるものである。

#### **オ 表現内容が反復的にかつ継続的に閲覧されること**

また、本件各名誉毀損行為は、動画や文書を用いて行われ、ウェブサイトを通じて、世界中の人々が繰り返しアクセスすることが可能な状況となっており、かつ、その期間も被告らが削除しない限りは半永久的に継続する状況にある。

## カ 小括

したがって、その精神的苦痛は甚大であり、1つの名誉毀損行為につき原告が被った精神的苦痛を慰謝するのに必要な金員は少なくとも1000万円であり、38個全ての名誉毀損行為について必要な慰謝料は合計3億8000万円を下らない。

### (4) 権利侵害行為への対応費用

被告らによる執拗な名誉毀損が行われた結果、原告は被告らによる権利侵害行為がいついかなる場面で、どのように行われているかを常に確認せざるを得なくなった。また、反論及びその準備、メディア対応、被告らによる主張が虚偽であることを示すための証拠収集等のために、途方もない時間と労力を費やしたのみならず、専門家の助力も受けざるを得なくなった。

これらの調査、対応費用の総額は、名誉毀損による損害額（前記(1)から(3)までの合計9億9000万円）の1割、すなわち9900万円を下らない。

### (5) 小括

以上の損害額を合計すると、被告らによる名誉毀損によって原告が少なくとも10億8900万円の損害を被ったことは明らかである。

## 5 結論

以上より、原告は、被告らに対し、名誉毀損に基づく損害賠償として10億8900万円を連帯して支払うことを求める。

### 第5 プライバシー権侵害

#### 1 主張の概要

被告らの表現行為によって、原告のプライバシー権が侵害されたため、原告は被告らに対して、以下のとおり、プライバシー権侵害に基づく損害賠償の支払いを求める。

#### 2 要件

プライバシー権侵害に基づく損害賠償請求が認められるためには、①被告が一定の事実を公表したこと、②当該行為により原告のプライバシー権が侵害されたこと、③故意又は過失が認められること及び④プライバシー権侵害と因果関係のある損害が発生したことが必要となる。

#### 3 一定の事実の公表（要件①）

被告らは、令和4年12月付け「フジテックを守るために」と題する資料に、「なぜ、内山家は、営業活動のために一部が『割り当てられている』とされている高級マンションに住む必要があるのだろう

か。」(37頁)、「なぜ、そのマンションは、内山高一氏の妻と息子(内山雄介執行役員)の居住地となっているのか？」(37頁)、「フジテックは2013年2月に426.44㎡の超高級マンションを『社用迎賓施設として』取得したが、内山高一氏とその家族が家賃を全額支払わずに住んでいた。」(52頁)と記載して、原告並びにその妻及び子の住所(以下「本件プライバシー情報」という。)を掲載し、原告並びにその妻及び子の住所の情報をインターネットを通じて世界中に発信した(甲30)。

#### 4 プライバシー権侵害(要件②)

##### (1) プライバシー権侵害が認められる場合

このうち、要件②については、判例によると、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」(最高裁平成12年(受)第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁(参考資料3))とされる。

そして、プライバシー権侵害が成立するか否かは、具体的には「当該事実の性質及び内容」「その者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益」と「提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結



果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には」プライバシー権侵害が認められる（最高裁平成28年（許）45号同29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁（参考資料4））。

## (2) 公表されない法的利益

### ア 当該事実の性質及び内容

これを本件についてみると、被告らは、(一) 令和4年5月付け「フジテックを守るために」と題する資料（甲29）において、原告、その妻及び子が居住するマンションの外観写真（15頁）、航空写真（16頁）、図面（16頁）及び登記情報（22頁）、原告の子（内山雄介氏）の住所（21頁）並びに [REDACTED] [REDACTED] 原告の子である内山雄介氏が代表取締役社長を務めるサント株式会社（前記第3の1(3)）が所有するマンションの住所（24頁）を掲載し、インターネットを通じて世界中に発信した。

また、(二) 令和4年5月付け「Protect Fujitec」と題する資料（甲31）において、原告及びその妻及び子が居住するマンションの登記情報（20頁）及び（当該登記情報とは無関係な）”The land in Gunma was sold to another person on December 26, 2016.” 「群馬の土地は2016年12月26日に別の人に売られました。」（注：被告代理人訳）との文言（20頁）を記載し、インターネットを通じて世界中に発信した。

さらに、(三) 令和4年12月付け「フジテックを守るために」と題する資料(甲30)において、「なぜ、内山家は、営業活動のために一部が『割り当てられている』とされている高級マンションに住む必要があるのだろうか。」(37頁)、「なぜ、そのマンションは、内山高一氏の妻と息子(内山雄介執行役員)の居住地となっているのか?」(37頁)、「フジテックは2013年2月に426.44㎡の超高級マンションを『社用迎賓施設として』取得したが、内山高一氏とその家族が家賃を全額支払わずに住んでいた。」との文言(52頁)を記載し、インターネットを通じて世界中に発信した((一)から(三)までに列記した情報を総称して以下「本件プライバシー情報」という。)

本件プライバシー情報は、原告及びその妻子の自宅並びにそれに準ずる不動産(原告の妻が所有する不動産並びに原告と実質的に同視し得るサント株式会社が所有する不動産)に係る公開されていない情報であるところ、私生活の拠点である自宅住所という情報は、私生活の核心をなし、この情報が一度自身のコントロールできない範囲の人々に知られてしまえば、平穏な生活が害されるという性質を有する。

また、自宅の登記情報は、裁判例上、「自宅が私生活上の本拠地であって、自宅住所が不特定多数の第三者に知れ渡ると、平穏な私生活が害されるのではないかといった不安感を覚えるから、自宅住所は他人にみだりに知られたくないと考えるのが通常であり、また、実際にも、一般に個人の住所は不特定多数に広く知れ渡っているものではないことからして、原告の自宅住所の情報はプライバシーに係る情報として法的保護に値する」(東京地裁令和

2年（ワ）第4791号同4年3月18日判決・公刊物未登載（参考資料5））性質の情報である。

## **イ プライバシーに属する事実が伝達される範囲**

本件プライバシー情報はインターネットを通じて世界中に伝達されている。

## **ウ その者が被る具体的被害の程度**

本件プライバシー情報は、私生活の核心的な情報である住所に関する情報であって、不特定多数に公開されることが想定されていない私的事項であるから、インターネットを通じて世界中に伝達されることによって原告は著しい精神的苦痛を被っている。

また、本件プライバシー情報が被告らが運営するウェブサイト上に掲載されたことで、不特定多数人が本件プライバシー情報をいつでも閲覧できるという状況が半永続的に作出されている。

さらに、被告らは、前記第4の2の執拗な名誉毀損表現と併せて本件プライバシー情報を掲載しているため、原告は私生活において、いついかなる場面でも見知らぬ人物から危害を加えられるかもしれないという不安や恐怖から解放されることがなく、甚大な精神的苦痛を被り続けている。

## **エ 社会的地位や影響力**

原告は一般私人である。なお、原告の妻と子の住所も、原告のプライバシーに関する情報であるところ、原告の妻と子も一般私人である。

## オ 目的

本件プライバシー情報に係る記載は、前記第4の2の本件各名誉毀損行為と併せて公開することで、不特定多数人による原告に対する批判や誹謗中傷を扇動し、フジテックの株主総会において株主が原告を取締役に選任しないようにすることを目的に作成、公開されたものであって、正当な表現行為を目的として行われたものではない。

## カ 投稿時の社会的状況とその後の変化

本件プライバシー情報が公開されたことで、原告に対する誹謗中傷が過熱するとともに、原告及び原告と同居する原告の妻と子は、自宅マンション前で見知らぬ人々から突然カメラを向けられたり、後をつけられたりするようになった。また、報道関係者と思われる人物がしばしば自宅を直接訪ねてくるようになった（甲32）。その結果、原告は、常に不特定多数人に見張られているように感じるようになり、いついかなる場面でも見知らぬ人物から危害を加えられるかもしれないという不安や恐怖は日に日に増大している。

## キ 当該事実を記載する必要性

本件プライバシー情報に係る記載が公開された目的は前記オのとおりであり、それが全てであることは明らかであるから、必要性は皆無である。

## ク 小括

以上のとおり、本件プライバシー情報はインターネットを通じて世界中に伝達されるべきでない私的事項であって、その被害は甚大であり、原告に対する被害は拡大しつつある。したがって、本件プライバシー情報を公表されない法的利益が極めて大きいことは明らかである。

### (3) 公表する理由に関する諸事情

本件プライバシー情報に係る記載は、前記第4の2の名誉毀損表現と併せて公開することで、不特定多数人による原告に対する批判や誹謗中傷を扇動し、フジテックの株主総会において株主が原告を取締役に選任しないようにすることを目的に作成、公開されたものであって、本件プライバシー情報を公表しなければならない理由は存在しない。

### (4) 小括

以上のとおり、本件プライバシー情報を公表されない法的利益が公表する理由に優越することは明らかである。

したがって、原告のプライバシー権を侵害することは明白である。

## 5 故意又は過失（要件③）

被告らが前記の本件プライバシー情報を公開した事実それ自体から、被告らが本件プライバシー情報の内容を認識・認容し、かつ、それを公表することを認識・認容していることは明らかであるから、故意が認められる。

## 6 損害（要件④）

### (1) 精神的苦痛に対する慰謝料

被告らは、令和4年12月付け「フジテックを守るために」と題する資料において、「なぜ、内山家は、営業活動のために一部が『割り当てられている』とされている高級マンションに住む必要があるのだろうか。」（37頁）、「なぜ、そのマンションは、内山高一氏の妻と息子（内山雄介執行役員）の居住地となっているのか？」（37頁）、「フジテックは2013年2月に426.44㎡の超高級マンションを『社用迎賓施設として』取得したが、内山高一氏とその家族が家賃を全額支払わずに住んでいた。」（52頁）と記載して、原告並びにその妻及び子の住所を掲載し、インターネットを通じて世界中に発信した。

原告並びにその妻及び子の住所は公開されていない情報であるところ、私生活の拠点である住所という情報は、私生活の核心をな

し、この情報が一度自身のコントロールできない範囲の人々に知られてしまえば、平穏な生活が害されるという性質を有する。

また、現在もなお被告らが管理運営するウェブサイト上で公開され続けており、時々刻々と原告とその妻子の住所を知る者の範囲は拡大しつつあり、それに伴って、原告は自信や妻子がいついかなる時に悪意ある他人から危害を加えられるかもしれないと、恐怖に怯える日々を過ごさざるを得ない状況に追いやられている。

したがって、このようなプライバシー権侵害行為に起因する精神的苦痛は甚大であり、これを慰謝するのに必要な金員は3000万円を下らない。

## **(2) 権利侵害行為への対応費用**

被告らによる執拗なプライバシー権侵害が行われた結果、原告は被告らによる権利侵害行為がいついかなる場面で、どのように行われているのかを常に確認せざるを得なくなり、途方もない時間と労力を費やしたのみならず、本件訴訟提起に当たり弁護士に依頼をせざるを得なくなった。

これらの調査、対応費用の総額はプライバシー権侵害による損害額の1割、すなわち300万円は下らない。

## **(3) 小括**

以上の損害額を合計すると、が被告らによるプライバシー権侵害によって原告は少なくとも3300万円の損害を被ったことは明らかである。

## **7 結論**

以上より、原告は、被告らに対し、連帯して、プライバシー権侵害に基づく損害賠償として、3300万円を連帯して支払うことを求める。

## **第6 名誉感情侵害（侮辱）**

### **1 主張の概要**

被告らの行為によって原告の名誉感情が侵害されたため、原告は被告らに対して、以下のとおり、名誉感情侵害（侮辱）に基づく損害賠償の支払いを求める。

### **2 要件**

名誉感情侵害に基づく損害賠償請求が認められるためには、①被告の表現行為により原告の名誉感情が侵害されたこと、②故意又は過失が認められること及び③名誉感情侵害と因果関係のある損害が発生したことが必要となる。

### **3 侮辱行為（要件①）**

このうち、要件①については、判例上、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的



利益の侵害が認められ得る」とされる（最高裁平成21年（受）第609号同22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁（参考資料6））。

これを本件についてみると、被告らは、前記第4の2のとおり、令和4年3月14日付書簡、令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料、令和4年12月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料、令和5年2月4日のマネックス証券株式会社主催のパネルディスカッション及び令和5年2月8日のオンライン会見において、別紙名誉毀損表現目録記載の表現を行い、執拗な誹謗中傷を繰り返した。

しかしながら、一連の侮辱表現が行われた令和4年の時点で、原告は昭和51年にフジテックに入社して以降約46年間という極めて長期にわたって、いわば人生を懸けてフジテックに献身してきたことや、原告が代表取締役社長を務めた約20年間でフジテックの売上げを約2倍、営業利益を約3倍にまで成長させたこと（原告が代表取締役社長に就任した平成14年3月期のフジテックの売上が956億円、営業利益が42億円であったところ、代表取締役社長を退任した（その後再任に至らなかった）令和4年3月期の売上げは1870億円、営業利益は137億円であった。）からすれば、原告がフジテックを搾取、支配し、フジテックを自身の言いなりにさせたという趣旨の前記第4の2の表現は、人種、性別、出自等を嘲弄する言辞を向けることと同等又はそれ以上に悪辣な表現であって、一步誤れば対象を自殺に追い込みかねない著しく攻撃的な表現行為であるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることは明らかである。

したがって、被告らの行為は原告の名誉感情を侵害する。

#### 4 故意又は過失（要件②）

被告らが前記第4の2の表現行為を行った事実それ自体から、被告らがそれらの内容を認識・認容していることは明らかであるから、名誉感情侵害（侮辱）の故意が認められる。

#### 5 損害（要件③）

##### (1) 精神的苦痛に対する慰謝料

前記第4の2のとおり、一連の侮辱表現が行われた令和4年の時点で、原告は昭和51年にフジテックに入社して以降約46年間という極めて長期にわたって、いわば人生を懸けてフジテックに献身してきたことや、原告が代表取締役社長を務めた約20年間でフジテックの売上げを約2倍、営業利益を約3倍にまで成長させたことからすれば、原告がフジテックを搾取、支配し、フジテックを自身の言いなりにさせたという趣旨の前記第4の2の表現は、人種、性別、出自等を嘲弄する言辞を向けることと同等又はそれ以上に悪辣な表現であって、一步誤れば対象を自殺に追い込みかねない著しく攻撃的な表現行為であるというほかない。そして、このような著しく攻撃的な侮辱行為による精神的苦痛を慰謝するのに必要な金員は1つの侮辱行為につき名誉毀損に基づく損害額と同程度、すなわち、少なくとも1000万円であり（前記第4の4(3)）、38個全ての侮辱行為について必要な慰謝料は合計3億8000万円を下らない。

## **(2) 権利侵害行為への対応費用**

被告らによる執拗な名誉感情侵害（侮辱）が行われた結果、原告は被告らによる権利侵害行為がいついかなる場面で、どのように行われているのかを常に確認せざるを得なくなった。また、反論及びその準備、メディア対応、被告らによる主張が虚偽であることを示すための証拠収集等のために、途方もない時間と労力を費やしたのみならず、専門家の助力も受けざるを得なくなった。

これらの調査、対応費用の総額は名誉感情侵害（侮辱）による損害額の1割、すなわち3800万円は下らない。

## **(3) 小括**

以上の損害額を合計すると、被告らによる名誉感情侵害（侮辱）によって原告が少なくとも4億1800万円の損害を被ったことは明らかである。

## **6 結論**

以上より、原告は、被告らに対し、連帯して、名誉感情侵害（侮辱）に基づく損害賠償として、4億1800万円を連帯して支払うことを求める。

## **第7 関連共同性**

被告フィリップ・メイヤーが被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド、被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッド、被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッド及び被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッドの取締役を務めていることからすれば（甲 3 3、甲 3 4、甲 3 5、甲 3 6）、被告フィリップ・メイヤーがこれら 4 社の意思決定に深く関与しているといえ、前記 4 から前記 6 までの権利侵害行為につき相互に意思を通じていることは明らかである。

また、被告河村明雄が被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッド及び被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッドの取締役を務めていることからすれば（甲 3 5、甲 3 6）、被告河村明雄がこれら 2 社の意思決定に深く関与しているといえ、前記 4 から前記 6 までの権利侵害行為につき相互に意思を通じていることは明らかである。

さらに、令和 4 年 3 月 1 4 日付け書簡において、「オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド 東京都港区西新橋 1 丁目 1 8 - 6 クロスオフィス内幸町オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッド気付」（1 頁目下から 2 行目から 1 行目）及び「オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド 最高投資責任者 セス・H・フィッシャー」（3 頁目下から 3 行目から 1 行目）との記載があることからすれば（甲 2 8）、当該書簡の作成及び送付につき、被告セス・フィッシャー、被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド及び被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッドの 3 者が深く関与しているといえ、前記 4 から前記 6 までの権利侵害行為につき相互に意思を通じていることは明らかである。

加えて、被告金井健太郎が被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッドの代表取締役を務めていることからすれば（甲34）、上記書簡の作成、送付に被告金井健太郎が深く関わっていることは自明であり、被告金井健太郎と書簡の名義人である被告セス・フィッシャー及び被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドの代表者である被告フィリップ・メイヤーが前記4から前記6までの権利侵害行為につき相互に意思を通じていることは明らかである。

それゆえ、被告らは前記4から前記6までの権利侵害行為につき相互に意思を通じており、主観的及び客観的に関連共同していることは明らかである。したがって、被告らは共同不法行為責任（民法719条1項前段）を負う（なお、被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、日本法人への働きかけやフジテックの株主としての権利行使等を行う際は、「オアシス」という表示を使用しているが、実際には、必要に応じて、被告オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッド、被告オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッド、被告オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッドを行為主体として使い分けている。そして、これらの3法人の実質的な意思決定は被告セス・フィッシャー及び被告オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行っている。）。

## 第8 まとめ

よって、原告は、被告らに対して、名誉毀損、プライバシー権侵害及び名誉感情侵害（侮辱）による不法行為に基づき、合計15億4000万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めるとともに、被告らに対して自ら管理運営するウェブサイト（<https://ja.oas>

i s c m . c o m / ) 上で別紙謝罪広告目録 1 の広告文を別紙掲載要領 1 の体裁で 1 年間掲載すること、自ら管理運営するウェブサイト ( h t t p s : / / o a s i s c m . c o m / ) 上で別紙謝罪広告目録 2 の広告文を別紙掲載要領 1 の体裁で 1 年間掲載すること並びに別紙謝罪広告目録 1 の広告文を株式会社朝日新聞社発行の朝日新聞、株式会社読売新聞社発行の読売新聞、株式会社毎日新聞社発行の毎日新聞、株式会社産業経済新聞社発行の産経新聞及び株式会社日本経済新聞社発行の日経新聞の各朝刊全国版社会面に、別紙掲載要領 2 の条件にて、各 1 回掲載することを求める。

以 上

(別紙)

当事者目録

[Redacted]

[Redacted]

原告 内山 高一

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

被告 セス・フィッシャー

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

被 告 フィリップ・メイヤー

[Redacted]

[Redacted]

被 告 金 井 健太郎

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

被 告 河 村 明 雄

英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、アグランド・ハウス、ピーオー・ボックス309、メープルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内

被 告 オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド

上記代表者最高法務責任者 フィリップ・メイヤー

英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、アグランド・ハウス、ピーオー・ボックス309、メープルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内

被 告 オアシス・マネジメント・ジャパン・リミテッド

上記代表者日本における代表者 金 井 健太郎

〒105-0003



東京都港区西新橋 2 - 2 0 - 1

N a n - o B l d g . 新虎 5 階 (送達先)

英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、アグランド・ハウス、ピーオー・ボックス 3 0 9、メープルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内

被 告 オアシス・ジャパン・ストラテジック・ファンド・リミテッド  
上記代表者 フィリップ・メイヤー

英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、アグランド・ハウス、ピーオー・ボックス 3 0 9、メープルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内

被 告 オアシス・インベストメンツ・ツー・マスター・ファンド・リミテッド  
上記代表者 フィリップ・メイヤー

以 上

(別紙)

名誉毀損表現目録

表現内容/頁		摘示された事実	
令和5年2月4日 のマネックス証券 株式会社主催の ハ°ネルテ°イスクッション	"They stole, effectively, we think, it's like at least ¥271,000,000 from the company."「彼らは、事実上、会社から少なくとも2億7100万円を盗んだと考えられます。」	名誉毀損1	原告がフジテックから2億7100万円を窃取し又は横領したとの事実
令和5年2月4日 のマネックス証券 株式会社主催の ハ°ネルテ°イスクッション	"His personal tax advisor is paid for by the company."「彼の個人的な税理士は、会社のお金で雇われています。」	名誉毀損2	原告が個人的な事項に関する事務を委任している税理士の報酬をフジテックに支払させたとの事実
令和5年2月4日 のマネックス証券 株式会社主催の ハ°ネルテ°イスクッション	"To start with, there is Fujitec's ultra-luxury apartment. Here, Domus Moto Azabu 104, which we believe is worth over ¥725 million. It is an apartment 426 square meters in size.	名誉毀損3	原告が被告らに対して7億2500万円以上の価値があるドムス元麻布104号室の購入理由について虚偽の説明を繰り返して正しい情報を隠蔽したとの事実

表現内容/頁		摘示された事実	
	<p>Then, they continue to go ahead and change the story of why they had it”  「まず、フジテックの超高級マンションがあります。こちらはトリス元麻布 104 号室ですが、7 億 2500 万円以上の価値があると思われま  す。広さは 426 平方メートルのマンションです。さらに彼らはなぜそれを購入する必要があったのか、その理由をどんどん変えていきます。」</p>		
令和 5 年 2 月 4 日のマネックス証券株式会社主催のパネルディスカッション	<p>”The company lied to us, but not only they lied to us, they continue to change their story of what it is used for. “「同社は私たちに嘘をつきましたが、嘘をついただけでなく、何に使うかについての理由をコロコロ変えています。」</p>		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和5年2月4日のマネックス証券株式会社主催のハ°ネルティスカッション	<p>"The charge as noted is it is below market rent. Then in an attempt to cover up, they sold it at a mid-price with two valuations."「指摘された家賃は、市場家賃を下回っています。そして、それを隠蔽しようとして、2つの評価額をつけて中間の価格帯で売ったのです。」</p>	名誉毀損4	<p>トムス元麻布104号室の賃料として原告がフジテックに支払っていた賃料が市場価格を下回っていることを原告が被告らに対して隠蔽したとの事実</p>
令和5年2月4日のマネックス証券株式会社主催のハ°ネルティスカッション	<p>"There is a gym that Uchiyama bought himself when the company rejected the idea, and then when it was losing money, he sold to the company at a small profit, only for the company to subsequently shut it down."「内山は会社からは却下されたのにスポーツジムを購入し、赤字になったとこ</p>	名誉毀損5	<p>被告らは、取締役会が反対したためフジテックが購入しなかったスポーツジムの原告が個人で勝手に購入し、その後、当該スポーツジムが赤字経営になった際に、原告がフジテックに対して当該スポーツジムの譲渡したとの事実</p>

表現内容/頁		摘示された事実	
	ろで会社に売却してわずかな利益を得ましたが、その後、会社はそのジムを閉鎖しました。」		
令和5年2月4日のマネックス証券株式会社主催のハネルティスカッション	<p>“That’s horrific. The board has failed on the two most important things the board needs to do. We need to make sure that the management doesn’t steal from the company and they need to listen to the will of the shareholders, and they failed in both those fronts.”</p> <p>「取締役会は、取締役会が行うべき最も重要な2つの任務で失敗したと言えます。まず経営陣が会社の利益を盗むようなことをさせないこと、そして株主の意思に</p>	名誉毀損6	原告を含むフジテックの取締役が違法又は不正な手段を用いてフジテックの財産を盗んだとの事実

表現内容/頁		摘示された事実	
	耳を傾けること、この2つの面で失敗したのです。」		
令和5年2月4日のマネックス証券株式会社主催のパネルディスカッション	<p>“Let’s kind of go through our history here. We published our initial findings on governance abuses back in 2022. Here is the cover of our deck. We talked about many of these things, the things that we have never seen before as in shareholders in Japan, and I hope it doesn’t exist in many companies at all. They breached President Uchiyama’s fiduciary responsibilities. They breached his duties. Clearly, the independent directors by allowing all this stuff</p>	名誉毀損7	<p>被告らが原告による職権濫用を指摘したところ、原告が、取締役会の承認を得ずに、フジテックと親密な西村あさひ法律事務所 への弁護士に週末という短期間で報告書を作成させ、あたかも公正な調査によって原告に責任がないことが確認されたかのように偽ったとの事実</p>

表現内容/頁		摘示された事実	
	<p>failed in their duties.” 「ここでちょっと、私たちの歴史を振り返ってみましょう。私たちは 2022 年にガバナンスの濫用に関する最初の調査内容を発表しました。これがパワーポイント資料の表紙です。私たちは、これらの多くのこと、日本の株主としてこれまで見たことがないようなこと、多くの会社で全く存在してほしくないことについて話をしました。彼らは内山会長の受託者責任に違反しています。彼らは(内山会長の)職務に違反しています。明らかに、これらすべてを許可してしまった独立取締役は、その職務を怠ったと言えます。」</p>		
令和 5 年 2 月 4 日のマネックス証券	<p>”First one, Nishimura &amp; Asahi did an investigation apparently over a</p>		

表現内容/頁		摘示された事実	
株式会社主催の ハ°ネルテ°イスクッション	weekend, wasn't even approved by the board, and is a related party to the company. It is the company's lawyers. Every single time we met the company, they were sitting there.”「まず、西村あさひ法律事務所が週末に調査を行いました。取締役会の承認もなく、会社の関連当事者となっています。この会社の弁護士です。私たちが会社を訪れるたびに、彼らはそこに座っていました。」		
令和5年2月4日 のマネックス証券 株式会社主催の ハ°ネルテ°イスクッション	”But if the majority outside board do nothing, but help protect a chairman who is taken wrongfully from the company, then all that is form over substance.”「しかし、社外取	名誉毀損8	原告及びフジテックの社外取締役が不正な方法を用いて原告をフジテックの会長職にしたとの事実



表現内容/頁		摘示された事実	
	<p>締役が会社から不当に連れ出された会長を保護するだけなら、内容ではなく形式が全てということに他なりません。」</p>		
<p>令和5年2月8日のオンライン会見</p>	<p>“Fujitec’s existing Board of Directors are the holder of Uchiyama family over everybody else. This was seen perhaps most notably at the EGM with a directly circumvented accountability to shareholders. We know they’re not truly independent. They are falling short of the best standards of governance. ___ retain Fujitec’s directors will permit the Uchiyama family to continue their unfettered control of Fujitec without any oversight on voting, bad</p>	<p>名誉毀損9</p>	<p>フジテックにおいて違法又は不正な行為が行われ原告及びその親族が当該違法又は不正な行為に関与していたとの事実</p>

表現内容/頁		摘示された事実	
	<p>governance in Japan.” 「現在のフジテックの取締役会は、他の誰よりも内山家を支えています。これはおそらく、株主に対する説明責任を直接回避した臨時株主総会で最も顕著に見られました。私たちは彼らが本当の意味で独立していないことを知っています。ガバナンスの最高水準に達していません。いまのフジテックの取締役を維持する人たちは、投票や日本の悪質なガバナンスを監視することなく、内山家が引き続きフジテックを自由に支配することを許可することになります。」</p>		
令和5年2月8日のオンライン会見	<p>“Fujitec withdrew Uchiyama’s domination at the EGM. As soon as Fujitec realized, majority shareholders, ultimately 65% of</p>	名誉毀損10	令和4年6月23日のフジテックの株主総会において、株主の65パーセントが原告の取締役再任に反対票を投じたとの事実

表現内容/頁	摘示された事実
<p>shareholders, voted against Uchiyama' s reappointment as a director. And to maintain Uchiyama' s control, Fujitec' s outside directors promoted Uchiyama to the unaccountable position of the chairman of the company. Duty of outside directors is to protect the interests of all shareholders, but Fujitec' s outside directors took the opposite position. They did not just disregard shareholder votes, but instead, they elevated Uchiyama beyond any shareholder accountability, allowing him to maintain his ___ and exert influence</p>	

表現内容/頁		摘示された事実	
	<p>over Fujitec.”「フジテックは臨時株主総会で内山の再任案を撤回しました。フジテックが気づいた途端、過半数の株主、最終的に株主の65%が内山の取締役再任に反対票を投じました。フジテックの社外取締役は、内山による支配を継続するために、内山を、説明責任を負わない会社の会長という地位に昇進させました。社外取締役の責務は株主全員の利益を守ることですが、フジテックの社外取締役は反対の立場をとったのです。彼らは株主投票を無視しただけでなく、内山を株主の説明責任を超えて昇格させ、彼が体面を維持し、フジテックに影響力を行使することを可能にしました。」</p>		
令和5年2月8日のオンライン会見	<p>“They enabled the preservation of control of the company by</p>	名誉毀損11	原告がフジテックの社外取締役に対して、反復継続的に、フジテックに損害を与える反面、

表現内容/頁		摘示された事実	
	<p>individuals who committed precarious and egregious governance abuses. Simply put Fujitec' s outside directors continue to greatly prioritize Uchiyama' s family' s interests over those ___ of the stakeholders.” 「彼らは、不安定で実にひどいがバナンスを悪用した人たちが会社を支配し続けることを可能にしました。簡単に言えば、フジテックの社外取締役は、内山の家族の利益をステークホルダーの利益より優先し続けているということです。」</p>		<p>原告及びその親族の利益となる取引を指示してきたとの事実</p>
令和4年3月14日付け書簡	<p>「オアシスは、フジテックを内山家の支配下に置き続けるために、内山高一氏の息子である、内山雄介氏を次期社長として準備しているとの話を知り、より一層の懸念を感じ</p>	名誉毀損12	<p>原告の子がフジテックの代表取締役社長に就任することが具体的に計画されており、それが、著しいコーポレート・ガバナンスの欠落による人事であること、すなわち当該計画</p>

表現内容/頁		摘示された事実	
	ています。これは、どう考えても不適切で、著しいコーポレート・ガバナンスの欠落に他なりません。」(1頁)		において背任等の違法又は不正な行為が行われることが具体的に予定されているとの事実
令和4年3月14日 日付け書簡	「フジテックに内山家が行った不当な利益を回収(クローバック)させるべきです。」(2頁)	名誉毀損13	原告及びその親族がフジテックから違法又は不正に(「潜在的な法的違反行為」を用いて)利益を収受したとの事実
令和4年3月14日 日付け書簡	「ほかの株主を差し置いて内山家を利する取引に関して一族に返還を要求し、また、潜在的な法的違反行為を特定する。」(3頁)		
令和4年3月14日 日付け書簡	「フジテックが上記の改善策を直ちに講じない場合、オアシスは内山社長をフジテックから排除、関連当事者取引及び、潜在的な法的違反行為について調査を開始させるために、公開キャンペーンを行わざるを得ません。」(3頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年3月14日 日付け書簡	「委員会はまた、法令遵守がなされておらず、犯罪捜査が必要となるかどうかに関しても調査する必要があります。」(2頁)	名誉毀損14	原告が刑事上違法な行為を行ったとの事実
令和4年3月14日 日付け書簡	「オアシスは、フジテックを内山家の支配下に置き続けるために、内山高一氏の息子である、内山雄介氏を次期社長として準備しているとの話を知り、より一層の懸念を感じています。これは、どう考えても不適切で、著しいコーポレート・ガバナンスの欠落に他なりません。」(1頁)	名誉毀損15	原告がその子である内山雄介氏のペンシルバニア大学ウォートン校(ビジネススクール)の学費その他の学費をフジテックの財産から支出させたとの事実
令和4年3月14日 日付け書簡	「フジテックに内山家が行った不当な利益を回収(クローバック)させるべきです。」(2頁)		
令和4年3月14日 日付け書簡	「ほかの株主を差し置いて内山家を利する取引に関して一族に返還を要求し、また、潜在的な法的違反行為を特定する」(2頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年3月14日付け書簡	「内山雄介氏のウォートンビジネススクールはフジテックが資金提供したのか?」(4頁)		
令和4年3月14日付け書簡	「フジテックに内山家が行った不当な利益を回収(クローバック)させるべきです。」(2頁)	名誉毀損16	原告が原告又はその親族が使用する不動産(藤和甲陽園ホームズ 608号室)の賃料をフジテックの財産から支出させたとの事実
令和4年3月14日付け書簡	「ほかの株主を差し置いて内山家を利する取引に関して一族に返還を要求し、また、潜在的な法的違反行為を特定する」(3頁)		
令和4年3月14日付け書簡	「藤和甲陽園ホームズ 608号室に関する質問 26. この物件にはだれが住んでいるのか。 27. この物件の現在の状況は何か。」(6頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「異例なほど多数の関連当事者取引が行われており、内山高一社長の取締役としての善管注意義務および利益相反の懸念が生じています。」(3頁)	名誉毀損17	原告が取締役としての善管注意義務に違反し、違法な利益相反取引を行ったとの事実



表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「株主は内山家からフジテックを守りましょう」(4頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックを守りましょう」(6頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「以上が、オアシスの特定している開示されている関連当事者取引です。ただ、疑わしい取引は他にもあります…」(13頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックはもっと良くなるべき 内山社長の取締役への選任に反対票を投じましょう」(58頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックを守るために」(60頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「内山社長が権限を濫用している更なる一例ではないかと、アジスは考えています。」(29頁)	名誉毀損18	関連当事者取引に関して原告がフジテックの代表取締役社長としての権限を濫用したとの事実
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「これは不当であり、内山社長が職権濫用の一例と思われる。」(37頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「株主は内山家からフジテックを守りましょう」(4頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「フジテックを守りましょう」(6頁)、「以上が、 オアシスの特定している開示されている関連 当事者取引です。ただ、疑わしい取引は他 にもあります...」(13頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「フジテックはもっと良くなるべき 内山社長 の取締役への選任に反対票を投じましょ う」(58頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「フジテックを守るために」(60頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「フジテックから内山社長が保有する法人に 不明な賃料支払い」(7頁)	名誉毀損19	原告又は実質的に原告と同視し得る法人 が、賃料という名目でフジテックから多額の 金銭を収受しており、その金額が急増し ているとの事実

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックから内山社長が保有する法人への不透明な賃料支払い」(35頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「不透明な賃料支払い」(36頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「内山家が保有する法人への支払い賃料の突然の高騰」(36頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「内山家が保有する法人に支払われた家賃の急増も、内山社長の個人的な利益を目的とした取引の一例ではないかと、オアシスは懸念しています。」(36頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックが内山家の私的利用のために超高級マンションを取得した疑惑」(7頁)	名誉毀損20	原告がフジテックに自宅マンション(トムス元麻布104号室)を購入させた上、フジテックに対して一切の対価を支払わずに居住していたとの事実
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「これは、同物件の104号室が内山家のために購入されたものではないかというオアシスの疑いの根拠を補強する事実です。」(24頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「結論、内山家が家賃を支払っているという証拠は存在せず」(25頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「私的に使用しているならば、なぜフジテックの開示に内山家が支払った家賃の記載がないのだろうか?」(26頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「このマンションの提供は内山家がフジテックから得ていた隠れた報酬なのではないか？」 (27頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックが内山家の私的利用のために超高級マンションを取得した疑惑」(7頁)	名誉毀損21	原告がフジテックに自宅マンション(トムス元麻布104号室)を購入させた上、相場に比して低い金額の賃料しかフジテックに支払わずに当該マンションに居住しており、原告が相場賃料との差額相当の利益を収受していたとの事実
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「これは、同物件の104号室が内山家のために購入されたものではないかというオアリスの疑いの根拠を補強する事実です。」 (24頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「このマンションの提供は内山家がフジテックから得ていた隠れた報酬なのではないか？」 (27頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「仮に、内山家が相場より割安な家賃しか 払っていなかったのであれば、それは役 員報酬として株主総会での承認が必要で あったと考えられる。」(25頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「もし、内山家が無償あるいは割引での住 居提供という恩恵を受けているならば、 それらは税務当局に報告されているのだ ろうか。」(27頁)	名誉毀損22	フジテックが所有するマンション(ドムス元麻布 104 号室)に原告が無償で又は相場に比して 低い金額の賃料しか支払わずに居住し、 当該無償又は低廉の賃借に関して法令上 の報告義務に違反したとの事実
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「更なる疑念一価格を割り引いて売却し た可能性」(29頁)	名誉毀損23	原告がフジテックの取締役に対して同社所有 のドムス元麻布 104号室を原告の親族と実 質的に同視し得る法人(サト株式会社)に 市場相場に比して著しく低い金額で譲渡 することを指示したとの事実
令和4年5月付 け資料「フジテック	「オアシスは、ドムス元麻布 104号室がフジテックか ら内山家が保有する法人のサトに売却さ		

表現内容/頁		摘示された事実	
を守るために」 と題する資料	れた時の価格は、著しく低廉であったの ではないか、と疑っています。」(29頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「内山社長が自宅の庭の手入れにフジテック 社員を利用した疑惑」(7頁)	名誉毀損24	原告がフジテックの従業員を当該従業員と同 社との間の雇用契約で定められた就業時 間中に原告の自宅の庭の手入れに従事さ せたとの事実
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「内山社長が自宅の庭の手入れにフジテック 社員を利用」(51頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「オアシスは、フジテックが従業員へ給与を支払 い、内山家の私的な仕事を行うことは非 常に不適切であると懸念」(58頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック	「内山氏がフジテックの代表取締役役に就任し て以降、フジテックは同法人へ家賃を合計	名誉毀損25	



表現内容/頁		摘示された事実	
を守るために」 と題する資料	5,567百万円の支払、不動産購入費として 1,023百万円の支払い、4億円の無担保で の貸し出し、また、同法人のフィットネス事業購 入費 252百万円の支払いが行われた。」  (10頁)		原告がフィットテックに原告と実質的に同視し得 る法人に対して4億円を無担保で貸し付 けさせたとの事実
令和4年5月付 け資料「フィットテック を守るために」 と題する資料	「オアシスは、これまでの調査を踏まえると、フ ジテックは内山社長が保有する法人への貸 付に際して担保をとっていないのではな いかと推測しています。」(32頁)		
令和4年5月付 け資料「フィットテック を守るために」 と題する資料	「内山社長が保有する法人の行った投資 の失敗を補填させるため、その物件をフジ テックが買い取った疑惑」(7頁)	名誉毀損26	被告らは、実質的に原告と同視し得る法 人が、投資目的で購入した不動産を、当該 不動産に係る事業が赤字となったとたん に、フィットテックに譲渡したとの事実
令和4年5月付 け資料「フィットテック	「内山社長が保有する法人の行った投資 の失敗を補填させるため、その物件をフジ テックが買い取った疑い」(42頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
を守るために」 と題する資料			
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「内山社長が保有する法人にとって、この レクリエーション施設を買ってしまったのは悪い 投資だったが、その失敗を受け入れず、フ ジテックに押し付けてしまったのではない か?」(46頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「要するに、内山社長は個人的な投資の失 敗をフジテックの株主に押し付けたのではな いか?」(46頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「内山家が保有する会社に密接な関係を 持つ個人経営の税理士をフジテックが起用し て、報酬を支払った疑惑」(7頁)	名誉毀損27	原告がフジテックの顧問税理士である ■■■ 氏 に私的な事項を委任し、その報酬をフジテッ クに支払わせていたとの事実

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「内山家が保有する法人と密接な関係を持つ個人経営の税務アドバイザーをフジテックが起用して、アドバイザーフィーを支払い」(47頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 氏の事務所と、株式会社ウチヤマ・インターナショナルとサト株式会社の本店の住所が同一であることから、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 氏が内山家の業務を行っている」と推認できる」(48頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「オアシスは内山家とこの顧問会計士との密接な関係に懸念」(50頁)		
令和4年5月付 け資料「フジテック を守るために」 と題する資料	「このように、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 氏の会社と内山家の関連企業が不思議なほど密接に関係していることから、フジテックは、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 氏が内山家と関係があることを背景に、報酬を支払っ		

表現内容/頁		摘示された事実	
	て雇用しているのではないかと疑われる。」(50頁)		
令和4年5月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックは、本来、内山家の会社が支払うべき報酬を、内山家に代わって■■■■氏へ支払っていた可能性がある。」(50頁)		
令和4年12月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックを守るために」(1頁)	名誉毀損28	原告がフジテックの社外取締役に対して原告及び原告の親族の利益となる一方でフジテック及びその株主の不利益となる行為を行うことを反復継続的に命じたとの事実
令和4年12月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「内山家がフジテックへの影響力を悪用し、フジテックとその利害関係者を長年、搾取してきた」(4頁)		
令和4年12月付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「この一連の行為は、株主の最も基本的な権利をなきものとする行為です。これは、		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料	がバハンスを著しく毀損させ、利害関係者のための企業価値向上に失敗した経営者の内山高一氏がフジテックを経営支配し続けるための行為」(4頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「結果、内山高一氏が会社に対する支配を維持し、事態は悪化しました。」(4頁)、		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「現在、フジテックが本源的な企業価値を実現することに失敗し、多くの利害関係者を不当に扱い、がバハンスを毀損し、株主を露骨に無視する企業に成り下がってしまっています。」(4頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック	「関連当事者取引を多数引き起こした内山家の支配」(4頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料			
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「いまの社外取締役は、内山家と足並みを揃え、そして、他の利害関係者を犠牲にしても内山家の利益を優先しています。」 (4頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「フジテックの問題の背景には、内山家による不当な支配がある」(6頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「社外取締役のうち、内山前社長に従属している取締役の割合」(8頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック	「利害関係者の利益を害してきた」(11頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料			
令和4年12月 付け資料「フジテック クを守るために」 と題する資料	「株主の権利を無視」(11頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック クを守るために」 と題する資料	「市場ではフジテックは内山家が実質的に支配している企業として認識されています。」(12頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック クを守るために」 と題する資料	「フジテックと内山社長(当時)との間の悪質な関連当事者間取引」(13頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「どの取引も内山家に利益をもたらさ一方で、フジテックの利害関係者は損失を被っているからである。」(13頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「これらの関連当事者取引の多くは、100%ではないにしても、主として内山氏、内山家の他の構成員、または、内山家が所有する法人のために行われた様です。」(13頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「どの取引も内山家に利益をもたらさ一方で、フジテックの利害関係者は損失を被っているからである。」(14頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「内山氏を不当に庇う開示資料の問題点」 (30頁)		



表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「内部監査室と取締役会の間には大きな隔たりがあります。内部監査室の報告先は執行部です。よって、取締役会に報告される内容は、まず、内山高一氏が率いる執行部のフィルターを通さなければならないことを意味します。」(32頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「新たに選任された社外取締役ですら、(取締役としての選任が否決されたと考えられる)内山高一氏の、株主による選任を経ない、有給の、会社に対して影響力を保持できる会長という役職への就任支持を通じて、彼らは一般株主の利益を代表していないことを示しました。」(40頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック」	「昨年のフジテックの新任社外取締役は、取締役としての選任で十分な賛成が全く集まらなかった内山高一氏の、株主総会での		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料	承認を経ない、有給の、しかも、会社に対して影響力を保持できる会長という役職に就かせる取締役会の議案に賛成しました。このことは、フジテックの社外取締役は一般株主の利益を代表していないことを示しました。」(40頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「内山氏を株主に対しての説明責任から 匿うために、取締役会は内山氏を株主総会での承認を経ない、有給の常勤の役職である会長に任命しました。」(40頁)、		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「内山氏を株主総会での承認を経ないが、 影響力を行使できる会長職に就かせることは、取り下げ理由の第三者委員会の結果を待つべきという考えと矛盾しています。」(40頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「新たに選任された社外取締役ですら、 (取締役としての選任が否決されたと考えられる)内山高一氏の、株主による選任を経ない、有償の、会社に対して影響力を保持できる会長という役職への就任支持を通じて、社外取締役は一般株主の利益を代表していないことを示しました。」  (41頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「フジテックの社内取締役も社外取締役は、就任以来、内山高一氏の言いなりになってきました。」(48頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「内山家と連携して他の利害関係者よりも内山家の利益をなにより優先させる現在のフジテック社外取締役に反対票を投じる		

表現内容/頁		摘示された事実	
	ことを株主の皆様にお勧めします。」(50頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「独立社外取締役には真に独立した第三者委員会を設置し、内山様の同族会社と貴社の関連取引の詳細を調査し、他の株主より内山様の同族会社との利益を優先した取引がないか確認することを求めます。」(60頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックの社内取締役も社外取締役は、就任以来、内山高一氏の言いなりになってきました。」(48頁)	名誉毀損29	原告がフジテックの株主に対して非合法な手段によって株主の地位や権限を奪う行為(クーデター)を行い、かつ、フジテックの社外取締役を当該クーデターに加担させたとの事実
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックの現社外取締役は、コーポレート・ガバナンスの毀損を長年放置し、さらに、株主の最も基本的な権利である議決権を奪い、内山氏を株主に対して説明責任を負う取		

表現内容/頁		摘示された事実	
	<p>締役から説明責任のない会長として無暗に昇進させました。株主へのクーデターに加担しました。」(50 頁)</p>		
<p>令和 4 年 12 月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料</p>	<p>「当時、代表取締役社長兼取締役会議長であった内山高一氏は、マシスが要望した独立した第三者委員会を設置せず、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> (社外取締役と <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> (同) を調査責任者に任命し、両者は利益相反のある西村あさひ法律事務所を起用しました。さらに、西村あさひ法律事務所がフジテックから独立した法律事務所であるかのような誤解を意図的に株主に与えました。」(20 頁)</p>	<p>名誉毀損30</p>	<p>原告が違法又は不正な行為を行ったことを隠蔽するために、違法又は不正な行為の有無に係る調査を、原告及びフジテックと利益相反関係にある西村あさひ法律事務所の弁護士に委任することを、フジテックの社外取締役に指示したとの事実</p>
<p>令和 4 年 12 月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料</p>	<p>「独立社外取締役には真に独立した第三者委員会を設置し、内山様の同族会社と貴社の関連取引の詳細を調査し、他の株主より内山様の同族会社との利益を優先</p>		

表現内容/頁		摘示された事実	
	した取引がないか確認することを求めます。」(60 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックは、数千人はいるであろう専門家の中から、日弁連のガイドラインに反して企業が調査をよりコントロールすべきと公言している人物を選びました。この人を任命する行動は、フジテックが内山氏に有利になるように調査をゆがめ、問題の根本原因を解明しないという明らかな意図を持っていることを示しています。」(62 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「2013 年からフジテック所有の高級マンションに内山家は住んでいる」(37 頁)	名誉毀損 31	原告がフジテックに自宅マンション(トマス元麻布 104 号室)を購入させた上、フジテックに対して契約で合意された賃料の全額を支払わずに居住していたとの事実

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「なぜ、フジテックのような企業が、営業活動を支援するために、426 m <sup>2</sup> の高級マンションを購入する必要があるのだろうか?」(37頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「なぜ、内山家は、営業活動のために一部が『割り当てられている』とされている高級マンションに住む必要があるのだろうか。」(37頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「なぜ、そのマンションは、内山高一氏の妻と息子(内山雄介執行役員)の居住地となっているのか?」(37頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「フジテックは2013年2月に426.44 m <sup>2</sup> の超高級マンションを『社用迎賓施設として』取得したが、内山高一氏とその家族が家賃を全額支払わずに住んでいた。」(52頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「トムス元麻布 内山高一氏に格安で貸し出し。なお、支払った賃貸費用を開示せず。内山高一氏の息子に格安で売却」(13頁)	名誉毀損32	原告が、平成25年頃、フジテックに対して違法行為を行うことを、違法性を認識した上で、指示したとの事実
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「2013年からフジテック所有の高級マンションに内山家は住んでいる」(37頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「なぜ、フジテックのような企業が、営業活動を支援するために、426㎡の高級マンションを購入する必要があるのだろうか?」(37頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「なぜ、内山家は、営業活動のために一部が『割り当てられている』とされている高級マンションに住む必要があるのだろうか。」(37頁)		



表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「なぜ、そのマンションは、内山高一氏の妻と息子(内山雄介執行役員)の居住地となっているのか?」(37頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックの説明は極めていい加減で、租税回避を行っていた可能性、開示規制の違反、会社法上の違反の疑いがある。」(37頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「日本の所得税法では、社宅(特に240平米を超える豪華社宅)を与えられた役員から家賃を徴収することが義務付けられている。では、なぜフジテック社外取締役は内山高一氏から相場の家賃である年2900万円~3000万円の徴収を義務付けなかったのでしょうか。」(37頁)		

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「内山家が住み始めたが、内山高一氏が支払った家賃は相場より大幅に割り引かれていた」(52頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「内山高一氏が支払った家賃は相場より大幅に安かった」(52頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「家賃相場：年間2900万~3000万円程度(オアシスの推定値)vs. 内山高一氏の家賃支払額は開示がないことから1000万円未満と推定される」(52頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「取締役への社宅への居住、家賃の割引等の報酬の現物支給について株主総会での承認を必要とする会社法、また、240平米以上の住居(豪華社宅)を与えられた役員		

表現内容/頁		摘示された事実	
	からは『通常支払うべき使用料に相当する』賃貸料相当額を徴収することを要求する税法などに関して、適法性に疑問があります。』(52頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「トムス元麻布内山高一氏に格安で貸し出し。なお、支払った賃貸費用を開示せず。内山高一氏の息子に格安で売却」(13頁)	名誉毀損33	原告がフジテックの取締役に対して同社所有のトムス元麻布104号室を原告の親族と実質的に同視し得る法人(サト株式会社)に市場相場に比して著しく低い金額で譲渡することを指示したとの事実
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「内山社長の息子が私的に保有する法人に高級マンションを大幅に低廉な価格で売却することについて、取締役会は承認していた。」(28頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「トムス元麻布の内山高一氏の息子の内山雄介が所有する株式会社サトへの著しく低廉な価格での売却に代表される、内山家に利益をもたらす、不審な点を多く抱		

表現内容/頁		摘示された事実	
	えていた多数の関連当事者取引も社外取締役によって承認されていました。」(36頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「社外取締役は、直近では内山高一氏の息子である内山雄介氏が私的に所有するマンションへのドムス元麻布104号室を不当に低価格での売却など、内山家に利益をもたらす数々の取引にまつわる無茶な取引について異議を唱えず、社外取締役は株主の利益を代表してこなかった」(37頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「もし、内山家がこれらの便益を正当な支払いなしに、あるいは、割引で受けていたのなら、なぜフジテックは株主の承認を得なかったのだろうか。」(37頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック	「社外取締役は、なぜこの取引がコーポレート・ガバナンスやフジテックの利益保護の観点から		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料	みて問題がないと考えているのでしょうか?」(37 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテッ クを守るために」 と題する資料	「なぜ社外取締役は、フジテックが高級マンション をオークションにかけず、内山雄介執行役員の 私的な法人に売却することを許したの か?」(38 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテッ クを守るために」 と題する資料	「関連当事者取引であるならば、なぜ社外 取締役は 2 つの不動産価格査定 of 最高値 ではなく、平均価格を受け入れたのでし ょうか?」(38 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテッ クを守るために」 と題する資料	「フジテックは、営業拠点が不要になったので マンションを売却する準備ができたと主張し ていますが、社外取締役はこの主張をど う評価しましたか。」(38 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテッ	「内部告発者の説明によると、ドムス元麻布 104 号室が内山社長の指示で売却された		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料	のは、アジスによる関連当事者取引への調査、とりわけ、内山家への低額な家賃請求の観点に追及が及ぶのを恐れたためだという。なぜ社外取締役はこの問題を指摘できなかったのでしょうか。」(38頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック クを守るために」 と題する資料	「社外取締役が、本取引がコーポレート・ガバナンスや利害関係者の利益保護の観点からも問題ないと信じる理由は何ですか?」(38頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック クを守るために」 と題する資料	「内山家への低廉な価格での売却」(52頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック	「2021年、フジテックはこのマンションを内山家(内山雄介執行役員)が有する法人に対して、		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料	相場より大幅に値引いて売却した。」(52 頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテッ クを守るために」 と題する資料	「相場価格:7億3000万円(オアシス推定)/フジ テックの売却価格:3億7180万円」(52頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテッ クを守るために」 と題する資料	「低廉な価格での売却を実現するための 特異な売却方法:定評ある不動産会社2 社から取得した不動産価格査定 of 平均価 格(に動産の簿価を足したもの)であっ た。これは、まず、最高価格での売却では ない。」(52頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテッ クを守るために」 と題する資料	「アーバンウェル茨木 フジテックは内山高一氏及 び、その息子の法人から空室を含む部屋 を借り上げ」(13頁)	名誉毀損34	原告が、フジテックに対して、アーバンウェル茨木の 部屋を、本来フジテックが必要としている部 屋数よりも45室も余分に、それも周辺相

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「フジテックは長年、内山高一氏が保有する法人から50室の部屋を借りていたが、オアシスがフジテックと関連当事者取引についてエンゲージメントを行った途端、2021年に突然5室に減らされました。これは、フジテックが50室を必要とせず、また、内山家を支援するために、フジテックや他の株主を犠牲にして内山社長に富を移転させていたことを示唆しています。」(55頁)		場の賃料より高い7万3120円で賃貸していたとの事実
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「フジテックは、空き部屋も含めて多くの部屋を借りているにもかかわらず、周辺家賃相場が月額67,000円から73,000円であるのに対し、割高(月額73,120円)な条件で賃借していました。これまでは、50室の部屋と相談室を借りていました。現在は5部屋しか借りていないが、相談室は1部		



表現内容/頁		摘示された事実	
	<p>屋借りており、相談室の賃料はフジテックが支払う家賃の約半分を占めています。この相談室(年間賃料 440 万円)は誰も借りてくれないので、フジテックはついでに 5 部屋も借り続けることを余儀なくされているのではないかと思います。」(55 頁)</p>		
<p>令和 4 年 12 月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料</p>	<p>「さらに、内山高一氏の法人、及び、賃貸人の地位を継承した内山雄介氏の法人はフジテックに 11 ヶ月分の敷金を要求しており、これも通常の賃借条件とは異なっています。」(55 頁)</p>		
<p>令和 4 年 12 月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料</p>	<p>「高輪ゲートウェイ駅建設発表が分かった後、フジテックは内山高一氏の私的な法人にビルを売却」(13 頁)</p>	<p>名誉毀損 35</p>	<p>原告が、平成 26 年、フジテックの取締役に対して、高輪ビルを所有する特別目的会社(SPC)の株式を、実質的に原告と同視し得</p>

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「内山高一氏が私的に保有する法人はこのビルをもともと所有していたが、2006年にフジテックが出資したSPCに売却。内山氏は売却益を得る。」(53頁)		る法人(株式会社ウチヤマ・インターナショナル)に売却することを強制したとの事実
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「しかし、フジテックは2014年にSPCの株式を内山高一氏の法人に売り戻させられました。2014年は、そのビルのあるエリアで再開発が予定されており、地価が大幅に上昇する可能性が予想されました。」(53頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「フジテックは値上がり益を享受できず、内山高一氏の私的な法人が一方的に値上がり益を享受。」(53頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「内山高一氏の法人はフジテック高輪ビルを所有するSPCの全株式をJR東日本に売却		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料	し、利益を得た。その一方、新駅建設に伴う値上がり益をフジテックは逃す」(53 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「フジテック社員 フジテックの従業員を内山高一氏の私用に従事させていた」(13 頁)	名誉毀損36	原告がフジテックの従業員を、当該従業員とフジテックとの間の雇用契約上の就業時間中に、当該従業員を専ら原告及びその親族のための私的な事項に従事させたとの事実
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「フジテックが従業員に給与を支払い、そして、内山家のために私的な仕事を行う」(57 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテックを守るために」 と題する資料	「無担保と思われる貸付無担保・低金利で内山高一氏の私的な会社に融資し、しかも、返済をたびたび延長した」(13 頁)	名誉毀損37	原告が、フジテックに対して、何ら担保を設定せずに 41 億 0700 万円を実質的に原告と同視し得る法人に貸し付けるよう、強制したとの事実
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテック	「2007 年 7 月 23 日、内山高一氏の父(創業者の正太郎)の死後、フジテックは内山高一氏		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料	が私的に保有する法人に 4,107 百万円貸付」(56 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテック クを守るために」 と題する資料	「内山家所有のフジテック株式の大量保有報告書および変更報告書、内山高一氏が私的に有する法人および本人が所有する主要資産の登記簿には、フジテックが抵当権を設定している記録がないことから、無担保貸付とみられます」(56 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテック クを守るために」 と題する資料	「フジテックは、将来のために投資することもできたはずなのに、手元資金の 20%以上にもなる現金を、内山社長の保有する法人に無担保で貸し付けていました」(56 頁)		
令和 4 年 12 月 付け資料「フジテック クを守るために」 と題する資料	「フィットウィル彦根 内山高一氏の投資失敗案件をフジテックに買わせる」(13 頁)	名誉毀損 38	原告と実質的に同視し得る法人が投資用物件としてフィットウィル彦根を購入した後で、当該施設の価値が低下するや否や、フジテックに対し買取りを強制したとの事実

表現内容/頁		摘示された事実	
令和4年12月 付け資料「フジテックを守るために」と題する資料	「フジテックは、従業員の福利厚生という名目で施設利用料を支払い、最終的にはこの施設を購入した。このような目的のために公共の娯楽施設を取得するという異例の措置は、私たちが知る限り、日本の他の企業では見たことがないものです。従業員の福利厚生に配慮する企業の多くは、従業員が自宅や会社の近くで運動できるように、スポーツジムの会員権や福利厚生のための補助金を従業員に直接提供します。しかし、フジテックは、会社から車で20分以上かかる公共娯楽施設を購入しています。」(54頁)		
令和4年12月 付け資料「フジテック」	「フジテックがこの施設を購入したのは、内山社長が保有する法人が施設を売却したかったからであり、従業員の福利厚生のため		

表現内容/頁		摘示された事実	
クを守るために」 と題する資料	めではなかったとアリスは考えています。 内山社長が保有する法人が後悔している 投資案件からの脱出先をフジテックが提供 し、そして、同時に彼らに利益を与えてい るのであれば、それは健全なコーポレート・ガ バナンスの姿ではありません。」(54 頁)		

以 上

(別紙)

謝罪広告目録 1

謝罪広告

オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びセス・フィッシャーは、フジテック株式会社の元代表取締役社長内山高一様について、フジテック株式会社を支配し、同社の財産を窃取し、ドムス元麻布104号室、フィットウィル彦根、アーバンウェル茨木、フジテック高輪ビルに係る取引に際して違法又は不正な行為を行い、その費用をフジテックに負担させたなどと言い、事実無根の誹謗中傷を繰り返しました。しかしながら、これらの内容はいずれも真実ではなく、上記の記載は内山高一様及び内山家の名誉を著しく毀損するものでした。

フジテック株式会社に誠心誠意向き合い、同社の継続的發展に尽力されてきた内山高一様に対して、極めて悪質な表現行為を繰り返し、内山高一様に対して多大なるご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド  
セス・フィッシャー  
以 上

(別紙)

謝罪広告目録 2

Apology Statement

Oasis Management Company Ltd. and Seth Fischer repeatedly made unfounded defamatory statements against former FUJITEC CO., LTD. Representative Director and CEO, Mr. Takakazu Uchiyama, alleging that he controlled FUJITEC and misappropriated company assets. In particular they alleged that Mr. Uchiyama engaged in illegal or fraudulent acts in connection with transactions involving Domus Motoazabu 104, Fitwill Hikone, Urbanwell Ibaraki, and Fujitec Takanawa Building. However, these allegations are obviously all untrue, and these incorrect statements made by myself and my firm, severely defamed the honor of Mr. Uchiyama and his family.

We deeply apologize to Mr. Takakazu Uchiyama, who has sincerely devoted himself to FUJITEC and has worked tirelessly for its continuous growth of corporate value and governance that benefit all the shareholders and other stakeholders, for the extremely malicious and incorrect accusations and repeated defamatory acts.

Oasis Management Company Limited

Seth Fischer

以 上



(別紙)

掲載要領 1

1 使用する活字

14ポイントの明朝体

2 掲載場所

ウェブサイトのトップページ

以 上

1 朝日新聞

(1) 紙面の大きさ

2 段×19センチメートル

(2) 活字の大きさ

前記(1)に見出し及び本文が掲載し得る範囲で最大限の活字

2 読売新聞

(1) 紙面の大きさ

2 段×5センチメートル

(2) 活字の大きさ

前記(1)に見出し及び本文が掲載し得る範囲で最大限の活字

3 毎日新聞

(1) 紙面の大きさ

2 段×18.8センチメートル

(2) 活字の大きさ

前記(1)に見出し及び本文が掲載し得る範囲で最大限の活字

4 産経新聞

(1) 紙面の大きさ

2 段×18.9センチメートル

(2) 活字の大きさ

前記(1)に見出し及び本文が掲載し得る範囲で最大限の活字

5 日経新聞

(1) 紙面の大きさ

2段×18.95センチメートル

(2) 活字の大きさ

前記(1)に見出し及び本文が掲載し得る範囲で最大限の活字

以 上